

ヒアリング調査結果の詳細

目次

1. 福島県郡山市	2
(1) 福島県郡山市	2
(2) 郡山市障がい者基幹相談支援センター	4
2. 栃木県栃木市	8
(1) 栃木県栃木市	8
3. 埼玉県比企地域	11
(1) 埼玉県東松山市	11
(2) 比企地域基幹相談支援センター	15
4. 埼玉県埼玉北地区	19
(1) 埼玉県白岡市	19
(2) 埼玉北地区基幹相談支援センタートロンコ	22
5. 神奈川県藤沢市	27
(1) 神奈川県藤沢市	27
(2) ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく	33
6. 福井県若狭地域	37
(1) 福井県小浜市	37
(2) 相談支援センター若狭ねっと	40
7. 長野県上小圏域	44
(1) 長野県上田市	44
(2) 上小圏域基幹相談支援センター	47
8. 静岡県浜松市	52
(1) 静岡県浜松市	52
(2) 浜松市障がい者基幹相談支援センター	56
9. 愛知県半田市	60
(1) 愛知県半田市	60
(2) 半田市障がい者相談支援センター	63

1. 福島県郡山市

(1) 福島県郡山市

■ 概要

場所	書面回答
参加者	郡山市 保健福祉部 障がい福祉課
(敬称略)	株式会社 NTT データ経営研究所

■ ヒアリング議事

1. 基本情報

設置年度	平成 29 年度
設置形態	委託：郡山市社会福祉協議会
センター担当者数	1 名 ※自治体担当者数
センターに求める職員数・ 職種・資格要件	社会福祉士や精神保健福祉士及び相談支援専門員の資格を有し、かつ相談支援専門員として3年以上の経験年数を有するもの、またはそれに準ずる者及び相談支援業務を補助する者を3名配置

① センターを設置した経緯

- 平成 24 年に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これを踏まえて郡山市でも第 2 期郡山市障がい者福祉プラン（平成 24～26 年度）において基幹型相談センターを設置すると計画されたが、達成できなかった。
- その後、第 3 期郡山市障がい者福祉プラン（平成 27～29 年度）において、再度基幹型相談センターを設置すると計画した。自立支援協議会における相談支援部会の中に、基幹相談支援センター設置検討ワーキンググループを立ち上げ、郡山市が基幹相談支援センターを立ち上げるにあたって求められる人材・人数・具体的な業務内容などを検討した。その結果、平成 29 年度より基幹相談支援センターが設置された。

② 自治体の障害福祉政策等を踏まえたセンターの位置付け

- 地域の相談支援体制の拠点

③ センターに求めている業務内容

- 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への指導・助言等、相談支援体制の充実・強化
- 専門分野（医療機関や司法機関など）との連携強化等、地域共生社会の実現に向けた取組
- 郡山市障がい者自立支援協議会の運営

④ 相談支援事業所からの運営・経営上の相談を受ける窓口

- 加算や事業所における協働などに関しては基幹相談支援センターが対応している。
- それ以外の件に関しては、相談があった場合は障がい福祉課の管理係と基幹相談支援センターとで対応している。

2. センターとの連携内容

① センターとの情報共有・意見交換の機会

- 月に1～2回、会議を開いて情報共有をしているほか、適宜情報共有している。センターとして求める姿・役割は、予算編成時期や委託契約時等にセンター職員へ口頭で共有している。
- ② センター内の相談対応の標準化に向けて、取り組んでいる内容
 - 福島県基幹センター連携会議・県中圏域基幹センター連携会議・県内中核市基幹センター連携会議がそれぞれ年に3回開催されている。また、郡山市内の主任相談支援専門員に集まっていただき、人材育成における役割分担などを年に1～2回で話し合っている。
- ③ センターから受けている要望
 - 障がい者自立支援協議会の運営を郡山市が主導してほしいという要望を受けることがある。事務局の業務を依頼する際は、郡山市の役割とセンターの役割を明確化した上で、郡山市としてできることを障がい福祉課の中で協議してからセンターに依頼している。

3. センターの運営による効果

- ① 直営/委託で運営していることによる効果
 - 委託で運営していることで、第三者として客観的な視点での意見や、郡山市と相談支援事業所の間に立ったうえで双方の視点から意見をいただける。
- ② センターによる後方支援、ネットワークづくりの実施を通じて感じている効果や変化
 - 郡山市のみあるいは相談支援事業所のみでは困難な事例にも、後方支援としてアドバイスや意見をもらうことで、連携して対処できるようになった。
 - 相談支援事業所等への支援を行う際、自治体よりも現場に近い立場で支援を行うことができ、かつ困難ケースに対して専門的な意見をもらえ、より迅速な対応が図られる。また、センター主催の研修会や事例検討会等により、地域の福祉人材育成が図られる。
- ③ センター設置における自治体内部への影響
 - 後方支援及び郡山市障がい者自立支援協議会の事務局を担っていただいていることで、大きな負担軽減につながっている。
- ④ センター設置における他分野への波及、連携強化の効果
 - 医療機関の障害福祉サービス（相談支援事業）参入等。
 - 高齢分野との連携が広がり、65歳問題における引継ぎマニュアル等ができています。
 - 教育分野（支援学校コーディネーター・アドバイザー・進路指導）との連携会議の定例化。
 - 協議会にある「にも包括ワーキンググループ」において、モデル地区の地域包括・社協生活支援コーディネーターと協働し、身近な相談窓口の設置につながった。また、その動きにより、地域住民の方々との連携強化にもつながっている。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
 - 月毎に、「相談体制強化」「専門相談」「人財共生」等の分野別で実績報告（対応件数）の提出をしてもらっている。
- ② センターへ今後期待する姿
 - 引き続き、相談支援体制整備・地域作り・人材育成など、地域の相談支援体制の拠点として、後方支援をしていただきたい。

(2) 郡山市障がい者基幹相談支援センター

■ 概要

日時	2025年1月22日(木) 15:00~15:45
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者	郡山市障がい者基幹相談支援センター
(敬称略)	株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. センターの基本情報

設置年度	平成29年10月
管轄地域	郡山市
開所日・開所時間	開所日：月曜日から金曜日
職員数・資格	3名(各法人から1名ずつ) 年3年だが、1年ずつずらして終了するようにしている。 ※要件：社会福祉士や精神保健福祉士及び相談支援専門員の資格を有し、かつ相談支援専門員として3年以上の経験年数を有するもの、またはそれに準ずる者及び相談支援業務を補助する者を3名配置
勤務体系	※夜間の電話対応有

① 法人でセンターを受託した経緯

- 第3期郡山市障がい者福祉プラン(平成27~29年度)において、基幹相談支援センターを設置すると計画され、自立支援協議会の相談支援部会の中に基幹相談支援センター設置検討ワーキンググループを立ち上げた。ワーキンググループの中で、郡山市が基幹相談支援センターを立ち上げるにあたって求められる人材・人数・具体的な業務内容などを検討した。H29年10月に郡山市社会福祉協議会にて受託を開始した。
- 検討の経緯
 - 自立支援協議会の相談支援部会にて、現場の声を聞きながら、センターの位置づけや求められる人材・人数・具体的な業務内容について議論した。当時委託相談支援を受けていた市内7つの法人で話し合った。
※背景：当時、市は多くの事業を郡山市社会福祉事業団へ委託していたが、郡山市社会福祉事業団は知的障害を主に対象とする団体のため、障害種別によらず相談支援の全体を見るというセンターの業務に対応しきれない可能性があった。
 - 相談支援部会でセンターに必要な要件を整理したうえで、別途、市が主導となり当時委託相談支援を受けていた市内7つの社会福祉法人の経営責任者が集まる会議(七福人会議)を立ち上げ、どこがどのようにセンターを受託するか話し合った。結果として、郡山市総合福祉センター内にあるという立地から、社会福祉協議会が受託して、出向型で設立することとなった。
 - 社会福祉協議会のみが運営するセンターではなく、7つの法人のセンターであるという位置づけとするよう工夫した。そのため、七福人会議はセンターの評価機関として機能している。

- 当初、七福人会議は市が主導で開催していたが、現在は市から依頼をうけてセンターが旗振り役となっている。
- センターの人員配置について
 - 各法人から1名ずつ出向し、3名配置することとなっている。（7法人が輪番で3年間ずつ所属する。人員が総入れ替えにならないよう、時期をずらし、1年に1名ずつ入れ替わるよう工夫している。）
 - 7法人が一巡した後は、出向形式を取らず、社会福祉協議会の基幹として独立して対応することとなっている。（令和8年度以降は社会福祉協議会の人員のみ配置することとなる。）
 - そのため、現在は七福人会議自体を継続して開催するか、検討を進めている。
- ② 自治体から求められている役割
 - 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への指導・助言等、相談支援体制の充実・強化
 - 専門分野（医療機関や司法機関など）との連携強化等、地域共生社会の実現に向けた取組
 - 郡山市障がい者自立支援協議会の運営

2. センターとの活動内容（地域の後方支援・地域づくり）

- ① 地域の相談支援事業所を対象とした後方支援の方法と頻度
 - モニタリング検証：相談が来ない事業所へのアウトリーチとして、事業所に訪問している。計画を見せてもらいながら、どのような支援を大事にしているかなど、突っ込んだ話ができるよう工夫している。計画相談支援事業所23か所のうち、委託相談をやっている7事業所（相談員数が多い）に回る年、それ以外の事業所に回る年など、計画して訪問している。
 - 初任者フォローアップ研修：法定研修のみでは実務を行うのにハードルがあるため、初任者研修受講後1・2年目の相談支援専門員向けに初任者フォローアップ研修を実施している。（面談の仕方、GSV、計画記載内容などのフォローを行う。横のつながりも持ってもらおう。）
 - 事例検討会：毎月事例検討会を開催しており、30名程度が参加している。計画相談のみだけでなく、多職種（相談員のほか、様々なサービス事業所・介護分野・社協）も対象としている。
- ② 後方支援の実施を通じて感じている効果や変化
 - 横のつながり、顔の見える関係性ができている。
 - 主任が加算を取るための実績について相談が来ることがある。
 - 市内では、事業所の運営体制を安定するため、協働体制をとってもらおうと働きかけている。まず七福人会議で、協働の推進について話し合い、結果として7法人中2法人は中核事業所として他の事業所と協働体制を組んで、相手先の事業所は基本報酬で機能強化Ⅰを取得している。結果として、経営が安定したという声をもらうことができた。
 - 郡山市はセルフブラン率が高く、主な理由は相談支援専門員不足である。相談支援専門員の収入安定のため、市として協働を推し進めている。
 - 七福人会議だけでなく、自立支援協議会の計画相談連絡会・委託相談連絡会で、協働運営の勉強会を行い、事業所の理解を進めた。日本相談支援専門員協会の資料を読み合わせながら、メリット・デメリットを共有・確認して、勉強会を重ねた。地域の事業所は、機能強化Ⅰ、Ⅱを取得するにあたり24時間対応に躊躇していたので、センターも福島県内ですでに協働体制をとっている事業所にヒアリングするなど話を聞いて、共有するなどした。
- ③ 協議会への参画状況

- 事務局を受託している。
 - 事業所別ごとの連絡会を設けており、自主的に実施いただくように促している。
 - 協議会を任意団体にしている。現在はセンターが主体となり運営を進めているため、自治体と役割分担を話し合いたい。
- ④ 協議会の運営を通じて感じている効果や変化
- 連絡会を活性化させているため、横のつながりが強いと感じている。
 - 各4部会（子ども・就労・生活・権利擁護）のつながりが強く、上手く回っていると感じている。一方で、課題があまり上がってこない、上がってきても部会で話すのは難しいという結論になってしまう傾向がある。検討が進まないため、地域課題の取り上げ方について、再度検討を進めているところである。（事例における課題提起について）

3. 自治体との連携内容

- ① 自治体との意見交換の機会
- 月に1～2回、会議を開いて情報共有をしているほか、適宜情報共有している。
 - 委託費も含めて今後のセンター・委託・計画相談について、あり方検討会を開いている。あり方検討会で話した内容を福祉プランにしっかりと掲載し検証が必要である。
 - センター機能強化事業「等」がセンター機能強化事業になったことで、センターの委託費を下げざるを得ない形になった。委託相談が大変なのは、セルフプランを委託相談がフォローしていることも大きな要因のひとつであると思われる。また、基幹相談支援センターも3人体制では対応が難しい実態もある。
 - センターのあり方は、仕様を決める段階から、市から相談があり、地域の相談支援においてどういうことをしていくべきか一緒に考えている。
 - 福祉計画についても、策定は自立支援協議会のなかで検討しているが、市とセンターで月に1回実施している合同会議（センター事業や地域のプランのことなどを一緒に考えていく会議）にて一緒に考えている。
- ② センター内の相談対応の標準化に向けて、自治体と取り組んでいる内容
- 福島県基幹センター連携会議・県中圏域基幹センター連携会議・県内中核市基幹センター連携会議がそれぞれ年に3回開催されている。また、郡山市内の主任相談支援専門員に集まっていただき、人材育成における役割分担などを年に1～2回で話し合っている。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
- 月毎に、「相談体制強化」「専門相談」「人財共生」等の分野別で実績報告（対応件数）の提出による（市への報告）。
 - 七福人会議で報告して得た意見は市へ報告している。（現在市は参加しておらず、基幹が主導している。）
- ② センターの活動における課題
- これまでは7法人が協力して各法人から力のある方たちが出向していたが、社協内で運営するとなると、人材の育成が目下の課題である。またそういったセンター業務に対応できる人材を確保すること自体

も課題である。

- 福島県内のセンターの設置率は 80%超あるが、基幹を実施しているのは、もともと圏域アドバイザーなどを担当していた方たちなので、そういった方の次の世代をどう育成するかが、他のセンターも含めて課題である。

2. 栃木県栃木市

(1) 栃木県栃木市

■ 概要

日時	2025年11月11日(火) 10:00~11:00
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者 (敬称略)	栃木市 保健福祉部 障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 厚生労働省 株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. 基本情報

設置年度	平成 27 年
設置形態	直営設置
センター担当者数	・ 行政から 2 名 (保健師 1 名、事務職 1 名) ・ 市内相談支援事業所から 2 名 (相談支援専門員、週 5 日専任) ※複数名相談員のいる事業所に相談のうえ、1 年間の契約で来ていただいている

① センターを設置した経緯

- 国の補助事業に手上げをして、その後自立支援協議会が立ち上がり、協議のうえ、最終的に平成 27 年度に設置した。
- 直営運営の理由：協議会で議論した結果、直営運営は行政と圏内の事業所との連携がとりやすいメリットがあると考えた。行政の外にセンターを設置すると、情報の連携が難しくなるだろうと考えた。

② 自治体の障害福祉政策等を踏まえたセンターの位置付け

- 地域課題を抽出すること。
- 相談支援体制のシステム化を整え、市民と行政との間で福祉サービスがつながること。
 - 困難ケースや家族単位で支援が必要なケースなどに対応しながら、地域課題への対応をシステム化することを試み、事業者や役所内の連携をどのように上手くつないでいくかを検討している。

③ センターに求めている業務内容

- 総合的・専門的な相談支援の実施に関する事、地域の相談支援体制の強化に関する事
 - 相談支援専門員、居宅介護や児童分野の支援者等がそれぞれ集まって連絡会を行っている。
 - ◇ 相談支援専門員の連絡会：2 か月に 1 回 (年 6 回) 開催。
 - ◇ 居宅介護、児童 (児童発達支援や放デイを含む) の連絡会：年 1 回開催。
 - 市内の社会資源マップを作り、毎年更新している。事業者や他市町村にも栃木市内の状況を理解してもらえるように作成している。
- 地域移行・地域定着の促進に関する事
- 虐待防止・権利擁護
 - 虐待防止：相談窓口で通報を受け、虐待を判断し対応する。場合によって県へ報告を上げ、施設の改善を行う。

- 権利擁護：依頼を受け、市民団体等へ出前講座等により普及啓発を行う。個別の相談があった場合にはケース会議を行う。
- 成年後見に関すること
- ひきこもりに関すること
- 自立支援協議会に関すること
- ④ 相談支援事業所からの運営・経営上の相談を受ける窓口
 - 相談窓口としては設けていないが、廃止する事業所には理由を聞き取っている。
 - 廃止する支援事業所に理由を聞くと、報酬が低いことが一番の理由になっているようである。相談支援事業だけで成り立つ事業所が殆どない状況にある。そのため、主任相談支援専門員の加算要件が満たせるよう、自立支援協議会のなかで主任相談支援専門員が活動できるように促している。

2. センターの運営による効果

- ① 直営で運営していることによる効果
 - 課内にセンターを置くことで、情報連携がしやすいことに加え、行政でしか知りえない個人情報をもとに把握できるため、支援を円滑に始めることができる。
 - 氏名や生年月日、住所が分かれば、家族構成や経済状況まで情報が分かるので、「その人が実際に本当に困っていることは何か」を早期に掴むことができる。世帯丸ごと支援することを考えると、情報を多く持ちながら支援できることがメリットである。
 - 栃木市は地域包括支援センターも直営で運営しており、同じ行政内の連携を円滑に行うことができる。
 - センターに民間の市内事業所からの人員も配置することで、行政から見た課題だけでなく、民間から見た課題も含めて計画に反映することができる。

※金銭的負担の観点から委託と直営を比較すると、あまり変わりはないと考えている。市内事業所の人員の配置にあたって金銭的負担は発生している。
- ② センターによる後方支援、ネットワークづくりの実施を通じて感じている効果や変化
 - 事業所内の支援員同士連携や事業所間の連携ができ、顔が見える関係が出来たことで、センターに相談をしなくても「この事業所のこの人に聞けば課題が解決できるかも」とつながりができている。これにより、地域の事業所の色々なスキルアップができたと感じている。
 - センターでのバックアップを始めた当初は年間 200 件の相談があり、その後最大 400 件まで増加したが、昨年度は 230 件に戻っている。
 - 同行訪問や計画作成、モニタリング、ケース会議など、すべて一緒に実施している。バックアップを通じて、センターをどう活用するか事業所が考えるきっかけになり、それを通じてネットワークの強化につながっている。
 - 自立支援協議会には事務局として参加している。協議会により、地域課題を抽出してボトムアップしていく仕組みができていることは、課題についての連携がとりやすい効果がある。
- ③ センター設置における自治体内部への影響
 - 行政内の職員のみで相談を受けていたときに比べると、センター内に事業所の方もいることで、相談支援のルートに乗せやすくなっている。
 - 行政に設置していることから、情報を把握したうえで支援を開始し、相談支援ルートを整えることもでき

る。

- センターで受け付けたケースを事業所に渡すこともある。

④ センター設置における他分野への波及、連携強化の効果

- 行政内の横の連携が取れるようになった。
 - 児童分野：学校と家庭の連携が取りやすくなった。
 - 介護分野と障害分野：介護保険と障害福祉のどちらの制度で支援するのかについては、介護支援員が連携し、両者を繋いでくれている。地域包括支援センターも直営で運営しているため、連携のしやすさにつながっている。
- 医療との連携はどうか。（厚生労働省）
 - 医師とのつながりはまだ弱い状況と言えるが、総合病院や精神科のワーカーに協議会内の医療的ケアワーキング、にも包括ワーキングへ参加してもらっている。現場での連携はとれるようになっている。
- センター間の連携
 - 特にはないが、県の連絡会議のようなものがあれば参加している。
- 主任相談支援専門員の連携
 - 市内に主任は4人存在する。相談支援専門員の連絡会議は、企画から運営まで主任相談支援専門員に依頼して運営してもらっている。
- センター内の育成：県の研修などは受けるようにしている。
- 市の職員に対しての研修：特に実施していない。
- 協議会以外に、地域生活支援拠点でも別途連絡会がある。

3. 評価と今後の課題

① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）

- 計画や予算、行政評価にあたって指標は必要であるが、設定の仕方について悩んでいる。相談件数の増加を当初挙げていたが、「本当は減ったほうがいいのでは」、「減っているとセンター機能がないと思われるのでは」と迷っている。
- 栃木市内の事業所間の連携は強いと感じている。センターに来ている両面から見てもらえるようになっていることが、一定評価できることだと考えている。

② 課題

- 市内事業所も人員不足であるため、毎年2名を派遣することが難しくなっている。お願いできる事業所に偏りが生じてしまう。（今年度は、2事業所から1名ずつ来てもらっている。）
- 協議会に子ども部会や医ケア部会を立ち上げているが、そこからシステム化へ発展していかない。理想として同じものを目指しており、意見は出ているが、実際にやるとなると関係者の手が引けてしまう。

3. 埼玉県比企地域

(1) 埼玉県東松山市

■ 概要

日時	2025年10月29日(水) 15:00~16:00
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者 (敬称略)	東松山市 健康福祉部 障害者福祉課 株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. 基本情報

センター名	比企地域基幹相談支援センター
管轄地域	8市町村(圏域設置) …東松山市・滑川町・嵐山町・川島町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村
設置年度	平成27年度
設置形態	委託：社会福祉法人 東松山市社会福祉協議会
センター担当者数	各市町村の担当課内で分担。専任の担当者は置いていない。
センターに求める職員数・ 職種・資格要件	委託先(社協)施設内にセンター担当の職員(相談員)が2名。 ※うち主任相談支援専門員1名(社会福祉士、精神保健福祉士)。 委託の人員要件として「常勤2名以上、うち1名は相談員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士の資格を有する)」としている。

① センターを設置した経緯

- 平成22年に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布されたことで、平成27年3月31日までに、障害福祉サービスを受けるすべての人への計画支援を届けることとなったが、指定特定相談支援事業所が不足していたことから、事業所の立ち上げを支援し、指導ができるセンターを設置しようとした。
- 委託先として、目的に資する活動ができそうな圏域内の団体として、社協を選定した。
 - 立ち上げに際し、市町村で話し合った。なお圏内の社協は東松山市社会福祉協議会のみである。

② 自治体の障害福祉政策等を踏まえたセンターの位置付け

- 第三次市民福祉プラン後期計画(東松山市障害者計画)のなかで、センターの立ち位置に触れており、相談支援事業所の立上げ支援、人材育成として、相談支援従事者研修、虐待防止研修、成年後見・法人後見に関する研修の実施などを主な役割として挙げている。

③ センターに求めている業務内容

- 今年度求めている業務内容は以下の5点である。
 - 相談支援事業所への支援
 - 権利擁護に関する地域への普及啓発
 - ◇ 成年後見や市民後見人の育成に関する研修会を実施。

- ◇ 養成後の市民後見人の活用の取組は、センターというより、社協内で推進されている。
- 地域自立支援協議会の運営への関与を通じた地域づくりの業務
- 地域に対する援助
- その他（サービス事業所の利用率の調査等）。

◇ 指定障害福祉サービスの利用率の調査。具体的には、セルフプランが多いので、セルフプランを解消するためにセルフプラン率を確認している。（事務局補足：東松山市のセルフプラン率は、者 8.8%、児 36.8%）

- 基本的には、センターは個別相談を受けない。委託相談事業所も、指定特定事業所の1事業所に含めて、相談支援事業所のバックアップをしている。
- 事業所を増やすという当初の役割を果たすなかでも、現在示されている中核的な役割が果たされていると考えているため、明確な文言の記載がないが仕様は変更していない。
- 1年ごとに随意契約をしている。委託料は、8市町村で人口で按分している。

【地域のその他の事業の状況】

- 基幹相談支援センター機能強化事業、重層的支援体制整備事業は実施していない。
- 委託相談は、圏域で3事業所（すべて東松山市内）に委託している。
 - 委託相談は種別割りで、社協は身体・知的・精神、社会福祉法人で身体・知的、医療法人で精神の委託相談を受けている。

④ 相談支援事業所からの運営・経営上の相談を受ける窓口

- 市町村内には設置していない。センターを相談先として案内している。
- センターから「どうしたらいいか」という相談はないが、「こう対応した」という共有は、都度、電話や会議などで受けている。

2. センターとの連携内容

① センターとの情報共有・意見交換の機会

- センターと随時電話やメールで連絡を取っている。
- 自治体内でケースワーカーが相談を受けた場合も、センターに情報を共有している。
- 市の相談支援事業所連絡会議を隔月で実施しており、市内の事業所、センター、市の担当者が参加している。
- 社協と市の連絡会議を年数回実施している。
- 比企地域自立支援協議会を開催しており、管内市町村、センター、福祉事務所、保健所、委託相談事業所が出席している。
 - 8市町村では抱えている課題が全く異なるので、その場で意見交換をしている。
- 圏域内で主任相談支援専門員の連絡会があるかは把握していない。

【意思疎通に向けた工夫】

- 立ち上げ当時の詳細は不明であるが、現在は、自治体というよりむしろセンターがあるべき姿を認識し、地域の相談支援体制を主導してくれている。
- 会議で顔を合わせる機会を多く作るとともに、ケースワークや会議に出席する自治体の職員が都度違っていることもあるので、連絡をまめにしていることが工夫である。

② センター内の相談対応の標準化に向けて、取り組んでいる内容

- センターに事業所への研修の実施やマニュアル等の作成に取り組んでいただいている。市町村が直接作

成しているものはない。

- ③ センターから受けている要望
 - 委託料の交渉について要望を受けている。
 - 業務内容についてはないと認識している。

3. センターの運営による効果

- ① 直営/委託で運営していることによる効果
 - センターに相談支援の経験や実績が継承され、事業所と継続した人間関係が保てるので、直営よりは委託で運営するほうがよいと感じている。
- ② センターによる後方支援、ネットワークづくりの実施を通じて感じている効果や変化
 - 相談支援事業所連絡会議では、一人事業所や立ち上げたばかりの事業所でも相談しやすい雰囲気を作ってもらっているので、センターに支援いただいている効果があると感じている。
 - 相談しやすい雰囲気を作るうえで、ケース検討が大切である。ケース検討を通じて、結論を伝えるだけでなく、苦労した点も共有され、事業所同士で発言を活発にされるような雰囲気が作られている。
 - 年 2～3 回はケース検討を実施されているので、会議が隔月開催であることを思うと多く機会を作ってもらっていると感じている。
 - **事業所からの相談にセンターという 1 つの場所で対応することで、圏域内の相談支援の質の標準化の効果がある。立ち上げたばかりの一人事業所へ支援いただくことで、他の事業所と同じレベルに対応ができるようになっていく様子が確認できている。**
 - 市内の課題についてセンターに相談すると、圏域内の他の市町村の事例・経験を含めて、幅広い見識から支援いただけるとよい。圏域で設置している効果がある。
- ③ センター設置における自治体内部への影響
 - 困難ケースの対応や事業所への運営指導にも同席してもらい、自治体の担当者が変わった場合も継続した対応ができるようになった。
 - 困難ケースについては、事業所からセンターに直接相談がある場合も、事業所から自治体に相談がありセンターにつないでいる場合もある。
 - 事業所からの問い合わせをセンターで一挙に受けもらえることの負担軽減は大きい。
- ④ センター設置における他分野への波及、連携強化の効果
 - 社協内では、高齢分野との情報共有や連携をしていただける体制である。
 - こども分野への波及・連携の効果はあまり感じていない。
 - 自立支援協議会のなかに児童発達支援センターが参加しており、児童との連携をとっている。
 - 協議会にはこども分野も含む会議体があるが、センターがすべての会に参加しているわけではないので、協議会内での連携はあまり認識していない。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
 - 基幹相談支援センターの委託のみを評価する機会はなく、社協全体の業務報告書に代えている。
(事務局注：[事業計画・予算、事業報告・決算 | 東松山市社会福祉協議会](#))
- ② センターへ今後期待する姿

- 中核的な役割を果たして事業所へ指導、連携していただき、感謝が大きい。引き続きお願いしたい。

(2) 比企地域基幹相談支援センター

■ 概要

日時	2025年11月6日(木) 14:00~15:00
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者	比企地域基幹相談支援センター
(敬称略)	株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. センターの基本情報

設置年度	平成 27 年 4 月
管轄地域	8 市町村 (圏域設置) …東松山市・滑川町・嵐山町・川島町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村
開所日・開所時間	開所日：月曜日から金曜日 (祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く) 開所時間：午前 8 : 30 ~ 午後 5 時まで
職員数・資格	委託先 (社協) 施設内にセンター担当の常勤職員 (相談員) が 2 名。 ※うち主任相談支援専門員 2 名 (社会福祉士、精神保健福祉士)。 委託の人員要件として常勤 2 名以上。社会福祉士、保健師、精神福祉士等 (いずれか) の資格を持つ相談支援専門員。
勤務体系	(シフト制・日勤固定、夜間・休日対応など) 他事業と合わせて、総合相談センターとしての職員体制としている。月 2 回程度宿直がある。

① 法人でセンターを受託した経緯

- H27 年 4 月に東松山市社会福祉協議会にて受託を開始した。
- 受託にあたっての準備：
 - 委託相談 3 事業所と行政で定期会議を行い、設置準備を行った。
 - 当時の先進地域を視察し、体制を参考にした。
 - 比企地域は他の自治体に比べて委託相談を先んじて実施しており、充実していたため、委託相談の役割になかったものを基幹センターで実施することを中心に検討・準備を進めた。
- 委託相談について：東松山市含む 8 市町村の委託を受けて実施している。社会福祉法人 昴 (身体・知的)、医療法人緑光会 (精神) を含めた 3 事業所で委託相談を実施していた中で、東松山市社会福祉協議会にてセンターを受託した。

② 自治体から求められている役割

- 行政の仕様書に基づいて運営している。中心的な役割は、①管内の相談支援事業所に対する指導・助言、② 8 市町村の広域における比企地域自立支援協議会の事務局運営である。
 - 地域関係者への研修会：行政から障害者の理解促進事業の委託を受けて、地域住民へ向け

た地域啓発に関する研修を実施している。(10月に吉見町で実施。)

- 虐待防止に関する研修：年1回、地域住民および事業所を対象に実施している。
 - 相談支援のマニュアルの作成：R6報酬改定を踏まえて更新し、事業所に配布している。
 - 管内の障害福祉サービス事業所の空き状況の確認：年2〜3回、グループホーム・通所・行動援護事業所等の空き情報について、事業所に回答用紙を送り、任意で回答を集計している。
- ※ 虐待防止は、市町村で虐待防止センターを設置している。
- ※ 地域移行は、自立支援協議会の部会と併せて取り組んでいる。

③ 主な業務内容

- 後方支援：電話連絡や会議参加のほか、管内23事業所に年1回訪問している。今年度は11月時点で半数程度訪問を済ませている。
 - 訪問を通して、事業所によって関心どころが異なる。どう計画を進めてよいか、報酬加算の取得要件等に関心があるところが多い。
 - 困難ケースの支援も行っている。
 - 新しい事業所で一人事業所のところも存在する。
- センター管理者（林様）は設置当初から継続してセンターに従事しているため、各事業所とは顔なじみのよい関係が築けている。新規事業所は気後れされている感触もあるが、他の委託事業所と連携して関係性を構築していく方針である。

④ センター内の職員に対する人材育成の取組

- センター職員は2名のため、センター内においては特に取組は行っていない。
- 県の研修事業に参加して得た知見を共有している。
- センター職員（佐藤様）が県のアドバイザー事業を担当している。
 - 北部圏域を担当している。今年度はまだ相談支援事業所からの依頼はなし。保健所とは「にも包括」にかかる研修会で2件関わっている。
 - 他圏域がセンター設置する際に、北部ブロック会議に行政や今後の基幹職員に参加いただく。
- 比企地域（人口約21万人）に対して、元々常勤換算1.5人という委託を受けて運営してきた。しかし、事業所数の増加や対応事項の増加に伴い、行政へ事業拡大をお願いした経緯がある。今年度から常勤換算2人に変更された。

2. センターとの活動内容（地域の後方支援・地域づくり）

① 地域の相談支援事業所を対象とした後方支援の方法と頻度

- 電話相談、同行支援、ケース会議への参加、事業所訪問を実施している。
 - R6は相談支援事業所から年間62件の相談を受けている。
- 県の相談支援専門員の初任者・現任者研修の合間のインターバル実習で、基幹センターにアクセスしてケース相談、地域情報を聞くという課題が出され、すべてに対応している。
- （※後述の東松山市内の相談支援事業連絡会の取組について）テーマ別の事例検討を実施している。今年度は災害に関する検討を行って、結果的に地域課題として取り扱うことに発展していった。
 - そのほか、地域移行、包括的ケアシステム、退院支援などについて保健所・精神科医療機関を交えての事例検討を行った。

- もとは行政と委託相談支援事業所、基幹相談支援センターとの情報共有の場だったが、地域の計画相談支援事業所も参加いただけないか投げかけを続け、徐々に広げてきた。
 - 大きな母体の施設についている指定事業所などは、計画相談があまりないため情報共有の場に来ていただけない課題がある。
 - 圏域の8市町村と連携している。
 - 各市町村で定例会を開催している。
 - 東松山市内は隔月で相談支援事業所連絡会を実施している。そこにセンターとして参加し、ケースへの助言や、集団指導について補足説明を行った。
- ② 後方支援の実施を通じて感じている効果や変化
- 事業所から運営上の自主点検について質問を受けることがある。センターからは、どこを整備しておく必要があるか、報酬改定における減算への対策等について回答した。その後、事業所同士で自己点検を実施したようで、事業所同士でまとめた不明点や確認点がセンターに寄せられた。事業所同士の連携とともに、基幹センターとのやりとりが深まっていることが分かった出来事であった。
 - 事業所が増加している。廃止は1事業所に留まっている。
 - 年2回、事業所を対象とした研修会（事例検討会）を実施し、顔の見える関係性を構築している。事業所から質問や意見を寄せられ、お互いにやりとりができていることが、事業所の支援の質につながっていると感じている。
 - 2回とも事例検討会を実施し、20事業所程度・40名以上規模で実施している。事業所から事例を出してもらい、GSVなどの形で検討している。
 - 2つめは自立支援協議会の内容を共有している。協議会への関与が薄い事業所へ理解を促し、個別支援が地域課題に繋がることを意識してもらえるよう取り組んでいる。
- ③ 協議会への参画状況
- H27年から事務局として継続的に運営に携わっている。
 - 広域での協議会は、8市町村の行政職員の異動の影響を受け、「蓄積」されにくい課題がある。
 - 全体と部会に長期目標（6年）・中期目標（3年）・年間目標を設け、年度の実施事項を定めている。これによって、行政職員が変更になっても実施事項が書面で残される仕組みを構築している。
 - 自立支援協議会の活動は障害福祉計画と密接にリンクしている。市町村で取り組む重点課題を圏域でどう取り組むか（圏域でできること）を年間計画に落とし込んでいる。
 - 取組や目標に市町村差がある。8市町村が互いを見比べ、先進的な取組を持って帰れるようにしたいと考えている。
 - 個別の事例を通じた地域課題の把握は重要である。しかし地域によって個別の課題が異なるため、比企の共通課題と見出すのが難しい。月1回の情報共有にて個別課題をひろい、部会の委託相談支援事業所連絡会にて課題を確認している。
- ④ 協議会の運営を通じて感じている効果や変化
- センターが継続して事務局を担うことで、行政との関係性が非常によくなったと感じている。
- ⑤ そのほか、地域のネットワークづくりのために行っている取組

- 主任相談支援専門員をどのように地域で活用していただくか検討している。
- 対応方法が不明なケース、相談しどころがない話もセンターに寄せられることがある。障害福祉事業所の立ち上げ、民生委員から地域課題の意見なども対応している。
- 東松山市においては、障害分野に限らず、総合相談センターとしてワンストップの役割も持っている。市内の一地区を担当する地域包括支援センターが隣に設置されており、高齢分野とも密接な関係にある。8050 のケース、高齢の親と障害のある子どものケース、生活保護ケースへの対応にも力を入れている。

3. 自治体との連携内容

① 自治体との意見交換の機会

- 自立支援協議会の幹事と副幹事を 8 市町村の持ち回りで担当している。
- 協議会の運営に関する意見交換は、2 か月に 1 回の事務局会議（センター、幹事、副幹事が参加）にて行っている。
- 東松山市とは強い結びつきがあり、市の施策について考える機会が多い。
- 事務的なところは行政に担っていただくようお願いしている。センターで取りまとめるのではなく、あくまで行政主体でまとめていただくことを意識している。

② センター内の相談対応の標準化に向けて、自治体と取り組んでいる内容

- センターに関わる内容の研修は行政から案内を受ける。それ以外に、センター内の標準化のために行政と取り組んでいる内容は無い。

4. 評価と今後の課題

① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）

- 現状、評価指標は存在しない。
- 事業報告は年 2 回、協議会の全体会で実施している。
 - 委託相談と合わせて行っている。
 - 行政からの仕様書の項目を具体的に報告している。（センターへの相談件数、センターが関わった困難ケースの関わりと分析、サービスの利用計画の検証結果、マニュアルの進捗状況、研修や会議参加の実施報告等）
 - ・ 行政から点検してほしい利用計画が送られてきた場合は、内容を検証している。
 - ・ モニタリングの結果の評価も行っている。評価基準は NSK のサポートブックに準じている。

② センターの活動における課題

- 21 万人圏域で 2 人配置は苦しい状況である。相談支援事業所が増加していることに伴い、相談件数も増えている。
 - センター職員が 2 人のため、外部研修や相談支援事業所からの会議にも十分に参加できないことがある。
- 自立支援協議会を広域運営することの難しさを痛感している。市町村の職員が変わると「0に戻る」とが度々ある。広域的な機能を各市町村へ機能を下ろす動きも考えていく必要がある。

4. 埼玉県埼葛北地区

(1) 埼玉県白岡市

■ 概要

日時	2025年11月18日(火) 10:30~11:30
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者 (敬称略)	白岡市 健康福祉部 福祉課 厚生労働省 株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. 基本情報

設置年度	平成 30 年度
設置形態	委託、圏域設置 (白岡市、蓮田市、幸手市、宮代町、杉戸町) ※幹事市を毎年交代で担当している。R7 は白岡市が幹事市である。 埼葛北地区基幹相談支援センタートロンコ 委託先：社会福祉法人みぬま福祉会、社会福祉法人じりつ、社会福祉法人平野の里 (3 法人共同体 (JV 方式) 運営)
センター担当者数	各自治体 1 ~ 2 名
センターに求める職員数・ 職種・資格要件	常勤 3 名。 ※もともと委託相談であった 3 法人から出向形式

① センターを設置した経緯

- 平成 29 年に久喜市が圏域から抜けるタイミングで、H30 からセンターを設置した。
- 4 市 2 町時代から委託相談に依頼していたので、委託相談から専門的な知識を持っている方をセンターへ出向する形にした。

② 自治体の障害福祉政策等を踏まえたセンターの位置付け

- 5 市町共通では、相談支援体制を充実させたい。
 - 当市においても計画のなかで支援体制充実・強化を目的に挙げているところ。
- 障害福祉計画の策定時期には、各市町の策定協議会で議論するが、当市についてはセンターのセンター長に参加していただくことで、市の方針を伝えることができ、また委員の立場から意見をいただいている。
- 次年度の委託契約の内容を検討するにあたって、金額だけでなく内容についても自治体間で調整している。運営会議後に、自治体間で行政担当者会議を設けている。委託内容を大がかりに変える場合は、主管課課長が集まる課長会議を実施して方針を決定している。
 - 直近だと、来年度委託料の変更について書面による課長会議を実施した。
- 3 法人が身体、精神障害、知的など種別に特化しているので、広く障害についての経験・知識を持った方に担っていただけていることがメリットである。
- 単独ではセンターを設置することは難しいなか、広域で設置している。広域で設置することで、近隣地域の状況の共有や事業所の立ち上げを通じ、横のつながりができるメリットがある。

- ③ センターに求めている業務内容
 - 仕様書では、総合的専門的相談、地域の相談支援体制強化に対する取組、権利擁護、差別解消としている。
 - 協議会内の差別解消会議（年2回）において、差別解消をなくすための取組を実施している。
 - 虐待事案が発生した場合に市町と事例を共有する。
- ④ 相談支援事業所からの運営・経営上の相談を受ける窓口
 - 当市では窓口設けていないが、センターに対して事業所の相談を受けることを依頼している。

2. センターとの連携内容

- ① センターとの情報共有・意見交換の機会
 - 運営会議月1回、全体会で事業報告を受けている。
 - 白岡市内にセンターを設置しているので、電話・メールというより直接訪問して相談受けることも多い。
 - 都合により一時的に本庁舎が使用できなくなったので、5月から福祉課がセンターのある保健センター内に移っている。物理的な距離が非常に近い状況である。
 - センターのあり方については、運営会議や全体会で、センターからどういうことを実施していきたいか共有があり、全体会では委員から意見をいただいている。
 - 幹事市について：運営会議や全体会の場の確保、協議会の市町の新任障害福祉職員向けの研修の主催、委託契約に関する内容の策定等を担当している。研修では、圏域のルールや相談の受け方のデモンストレーションなど、センターと幹事市で話し合いながら決めている。
- ② センター内の相談対応の標準化に向けて、取り組んでいる内容
 - 特には実施していない。
- ③ センターから受けている要望
 - 地域の相談支援事業所が不足しているため、自治体を通じて社協に立ち上げを働きかけてもらえないかと相談を受けている。社協の人員に限りもあるので、実現できそうか探っている状況。
 - 基幹相談支援センター同士の連絡会、主任相談支援専門員の連絡会の開催有無→自治体が主催するものは特にない。基幹として参加しているものはあるようである。

3. センターの運営による効果

- ① 直営/委託で運営していることによる効果
 - 専門性のある職員・事業所に運営を担っていただけたところが大きな効果である。
- ② センターによる後方支援、ネットワークづくりの実施を通じて感じている効果や変化
 - センターによって、地域の事業所や相談員に対する支援に大きく役割を果たしてもらっており、相談支援体制の質の向上に大きな効果があると感じている。
 - 事業所への訪問や、人員確保のための取組をセンターで行っている。相談員がかねてより不足している地域であるので、新規で立ち上がった事業所には既存の事業所がフォローに入るなど、センターを中心に事業所間・相談支援専門員同士で体制を組んでサポートしてくれている。
 - 困難ケース・複合的なケースが増えていて、すぐに課題解決とまではいかないにしても、少しでも生活改善ができるように進めていけていると感じている。
- ③ センター設置における自治体内部への影響
 - センターによって、各市町の困難ケースについてアドバイスいただいたり、知っている先につないでいただ

たりと、自治体から相談する先があることに大きな効果を感じている。

④ センター設置における他分野への波及、連携強化の効果

- 重層的な支援体制を白岡市でも強化しており、障害・高齢（地域包括支援センター等）・児童（子ども支援センター等）のケースを対応するにあたり、基幹にも協力してもらい障害支援の相談に乗ってもらっている。

4. 評価と今後の課題

① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）

- 特段指標を設けているわけではないが、全体会で事業実績報告をしてもらい、活動の振り返りと対応件数などを確認している。
- 年度末の報告書において、自治体ごとの相談対応件数や相談内容（障害種別等）を把握している。

② センターへ今後期待する姿

- 障害に関する相談や、障害福祉サービスの利用者が年々増えていると感じている。引き続き、市としてもなかなか対応が難しい方の相談を担ってサポートしてもらえるとありがたい。
- （施策への反映）協議会に非常に多く専門部会を設置しており、部会で密な議論をしている。当市では、障害福祉計画に立てた目標とリンクできる部分もあると感じているので、地域で進める政策をうまく活用しながら対応できるような形がとっていければよい。
- （広域で設置する上での工夫）広域で設置した当時、どの場所に設置できるかについては特に協議が重ねられていたようである。自治体の規模感等に配慮しつつ、横のつながりを保ちながら、話し合いを重ねながら決定していく必要がある。
- （地域の相談支援体制の拡充について）宮代町では、社協で相談支援事業所を運営する形になっているので、他の市町でもできないかとセンターでは考えられているようである。当市にない事例でも広域での事例を知れることで、情報共有できることはメリットである。

(2) 埼葛北地区基幹相談支援センタートロンコ

日時	2025年11月12日(水) 13:00~14:00
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者	埼葛北地区基幹相談支援センタートロンコ
(敬称略)	株式会社 NTT データ経営研究所

1. センターの基本情報

設置年度	平成 30 年
管轄地域	蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町 (3 市 2 町)
開所日・開所時間	開所日：月曜～金曜 開所時間：9:00～17:00 土日祝・年末年始は休所。
職員数・資格	常勤 3 名。 ※全員主任相談支援専門員。そのほかの保有資格としては、社会福祉士 2 名、精神保健福祉士、保健師。
勤務体系	夜間・休日でも電話が転送される仕組みを整えている。

① 法人でセンターを受託した経緯

- 3 法人の共同体で受託 (JV 方式) 。
 - センター設置以前は、久喜市 (14～15 万人規模) も圏域に入っていて、当時、委託相談を受けていた 4 法人で行政とともに協議会を運営してきた。
 - 協議会で検討を重ねる中で、久喜市が単独設置を目指すことになり、残った 3 市 2 町と委託相談 2 法人と改めて協議会と相談支援体制の見直しを行った。新たに 1 法人に委託相談を依頼。委託相談 3 法人からセンターへ出向することとした。設立当初は、1 法人は委託相談を開始したばかりだったため、当初は 2 法人から計 3 人が出向、もう 1 法人の体制が整った段階で、各法人から 1 名ずつ出向する形になった。

② 自治体から求められている役割

- センター設置以前から圏域では協議会の部会活動が熱心であったが、抽出された地域課題を施策に反映されることがなかった。抽出された地域課題を集約し施策に反映するには、委託相談を受けながらの運営では難しいという課題が共有され、人材育成や地域づくりを中心に実施する機関として立ち上げた。
- 設置当時人材育成や地域づくりは法律上記載されていなかったため、立ち上げの予算を確保するため、仕様には委託相談や総合相談等色々な内容を盛り込むことになった。ただ、立ち上げ時からセンターを個別相談の窓口として周知することはしておらず、実態としてはやはり後方支援に専念するものと位置づけられている。
- 虐待予防・権利擁護に関して、虐待防止センター業務や成年後見制度に関する業務が含まれているが、必要に応じて市町に連携する役割を担っている。

- 差別解消支援地域協議会は、別途広域設置し、行政の持ち回りで運営しているが、自立支援協議会の部会としても位置付けられており、幹事市がセンターと相談しながら運営している。

③ 主な業務内容

- 活動のメインは人材育成と地域づくり、協議会の活動が大半を占めている。
- 当協議会の特徴は、部会がたくさんあることである。
- 多くの部会を運営できているのは、センターと行政と委託相談事業所の3者が協働して運営していることにある。
 - センターは必須として、行政と委託相談事業所もあわせた3者がコアチームを組んで各部会を分担している。運営担当でコア会議を開いて、企画を実施する。センターができる以前から、協議会を行政のみで運営することが難しかったため、行政と当時の委託相談の事業所がペアになって運営していた。センターができてからも、その形を引き継いでいる。圏域が5市町あることで、1市町あたり2〜3の部会等を担当している。
 - センターがすべての部会に入ること、類似の内容がある場合や、共通した課題が出てきたときに集約することができる。
 - センター側としては、専任の地域生活支援拠点コーディネーター2名とあわせて、5名で運営に取り組んでいる。

④ センター内の職員に対する人材育成の取組

- 内部で育成するというより、外部の研修に参画することでスキルアップしている。
 - 例えば、県主催の法定研修（初任・現任・主任）研修や埼玉県相談支援専門員協会（SSA）主催の研修の企画・運営を担うことで、学んだことに地域に還元することができている。
 - 法人からある程度経験ある主任相談支援専門員が派遣されているので、組織内は上下関係がない。

⑤ その他（複数法人での運営のメリット）

- 複数法人だからこそ、経験がある職員が集まれる。
- 地域の中核となる大きい法人同士が、センターの運営を通じて同じ足並みで考えられることで、地域の相談支援の底上げにつながる。
 - 月1回の基幹相談支援センター運営会議を開催している。センター職員だけでなく、法人内で人事権のある中枢職員にご意見番として加わってもらい、地域でどんなことを目指し、どんなことに取り組んでいるか、目標にあたり各法人がどうしていくべきかを共有している。これにより、共同する各法人内の統制も図れている。
 - 運営会議でセンター職員でない他の職員から意見が得られることで、スーパーバイズにもなっている。
 - 広域設置の他の自治体では、各法人から経験が少ない職員が派遣され、センター機能が果たせない課題があると聞いている。法人内の人事権のある職員がセンターの活動を理解することで、異動の際も、3法人で経験値や男女比・年齢のバランスなどを考えた人事が行われている。

2. センターとの活動内容（地域の後方支援・地域づくり）

① 地域の相談支援事業所を対象とした後方支援の方法と頻度

- 協議会において、指定特定相談支援事業所連絡会を月1回開催しており、相談支援員のネットワーク構築、勉強会によるスキルアップを図っている。
- センターが事業所を訪問している。今年は圏域内全15か所の指定特定のうち、委託相談を実施して

いる3事業所を除いた12事業所を対象に訪問している。1事業所3か月に1回。

※委託相談を実施している3事業所とは別に会議を開催している。(後述)

- 新規に立ち上げた事業所へは月1回訪問し、加算の取得といった運営面や、個別のケースの相談を実施している。
 - 事業所訪問時にはモニタリング検証を行うようにしている。ポイントとなる部分の言語化ができていなかったりするので、モニタリング報告書に盛り込めるように促している。
 - モニタリングの検証は、行政がセンターに依頼して実施しているという建付けであるため、報告書を作成し、行政に提出している。
 - グループスーパービジョン(GSV)を実施している。①ストレングスモデルを活用した利用者中心の支援を考えるGSV、②支援者の悩みについて助言をもらう支援者支援のGSV、という2つのパターンがある。2地域に分けてそれぞれ月1回しており、事例提供者と相談しながらどちらのGSVを実施するか決めている。
 - センター職員が事例提供者との事前の打ち合わせやGSV終了後の振り返りを通して個別のスーパービジョン(SV)を行っている。
 - GSVがやりっぱなしにならないよう、GSVであがったアイデアを事例提供者が実践できるようセンターがサポートしている。
- ② 後方支援の実施を通じて感じている効果や変化
- 地域の事業所から相談してもらえるようになった。相談員同士でのネットワークも広がっているように感じる。
 - GSVや事業所訪問を通じて、行政との橋渡しが必要な場合にセンターが行政と事業所をつなげられる。
 - 事業所訪問によるモニタリング検証や指定特定相談支援事業所連絡会でのモニタリング報告書の書き方の勉強会などを通してモニタリング報告書の精度があがってきている。
 - 後方支援を通じて事業所ごとの受け持ち件数や相談支援専門員の特性等も把握しているので、「この事業所は複数協働運営ができるのでは」という運営面のリサーチにもつながっている。
 - (課題) 新規の事業所は新しいものを吸収しようとしているので、伸びが良い。一方で、センター設置以前から相談支援を実施している事業所の中には新しい仕組みややり方に対する吸収力や変化があまり見られないことがある。そういう事業所に対する人材育成には苦慮している。
- ③ 協議会への参画状況
- 全体会を年2回開催。委嘱手続きを踏む委員制としており、現在は18名の体制である。
 - 行政・委託相談・センターが参加する運営会議を月1回開催。
 - 委託・センター・幹事市が参加する調整会議を月1回開催。
 - 行政だけで集まる行政会議は適宜開催されている。
 - 部会には部会長は立てておらず、運営の主担当を決めている(先述)。参加者はその年のテーマに合わせて声かけをしており、外部講師や当事者・家族を呼ぶこともある。
- ④ 協議会の運営を通じて感じている効果や変化
- センターの設置によって協議会の活動に専念する人ができたことで、地域の課題を障害福祉計画に盛り込んでもらうなど、協議会の活動内容が施策への反映につながるようになったことが最も大きい効果である。
 - 課題を抽出しても、予算がない限り計画への反映は難しいので、地域からの課題や事例の抽出と、

行政や国の求める施策の双方のタイミングが合うことが大切である。協議会の活動を通じて事例を蓄積しつつ、行政の求めるタイミングで、計画反映に必要な事例を提示することもセンターの仕事の一つ。

◇ 例えば、児童発達支援センターの中核機能が現在のテーマになっている。センターが協議会に専念していることで、部会であがった事例や事業所訪問で相談を受けた事例を地域課題につなぐことができる。

- 市町で虐待相談の事例や差別に関する事例が発生したときに、運営会議で報告してもらうようにしている。1 市町単位では数少ない事例でも、広域で共有、蓄積されることで、市町で事例が発生したときに慌てず対応でき、事後の対応の検証にもつながっている。「もっとこういう対応がいいのでは」、「こういう関係者に連携したほうがいいのでは」といった意見を広域で話せることで、さらに精度の高い対応ができるようになっている。

3. 自治体との連携内容

① 自治体との意見交換の機会

- 運営会議がまず 1 つ大きい機会である。センターの在り方、地域の在り方などは運営会議で話している。
- 重点課題に対してはプロジェクトを組むが、その場にも必ず行政にも入っていただいている。調査や予算の根拠を探するなど、内容に合わせて核となりそうな市町に加わってもらっている。

② センター内の相談対応の標準化に向けて、自治体と取り組んでいる内容

- センター内の相談支援に対して行政から出されているマニュアルなどは特にない。
- センター内の職員は継続して在籍することができるが、行政職員は異動があるため、行政側の（相談支援に対する）質の担保に力がある。そのため、毎年春に、今年福祉課に配属された職員を対象に、半日 2 日間の研修を行っている。
 - 対人サービスとはどのようなものか、相談支援の内容、圏域内のルール、虐待防止ための第一窓口としての記録の取り方などを伝えている。
 - 過去には相談支援専門員からの講義を中心に実施していたが、行政職員と専門職という立場の違いが壁になって、あまり参加者には響かなかった。そこで、福祉課 2～3 年目の方に語りを企画してもらっている。同じ行政同士の語りはやはり心に響くようである。

4. 評価と今後の課題

① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）

- 評価表などはないが、協議会（全体会）においてセンターとしての取組や、各部会の計画や取組を報告し、委員から意見をもらうことで評価の代わりとしている。そのほか、委託内容に対応する報告書を行政に提出している。

② センターの活動における課題

- 「こういう地域をつくりたい」という想いを展開するには、地域で働く相談支援専門員の数があまりにも少なすぎる。センターの設立から 8 年目となり、協議会の活動は充実しているが、地域課題はあげれば切りがない。計画相談を担う相談支援専門員も不足していれば、地域づくりの中核を担うソーシャルワーカーの数も絶対的に不足している。
- 市町単位で取り組むことと、広域で取り組むことの兼ね合いが難しい。広域であることにより、「協議会で

決まったこととして市町の足並みを揃えやすいなどのメリットがある一方で、昨今のように多様な支援、重層的な支援が求められるようになってくると、参画する関係機関（保健・教育など）を増やそうとすると会議体の人数が膨大になってしまい、意見集約が難しくなっている。また、市町単位での検討する内容も増えているが、障害分野は、市町単位では社会資源に偏りがあり、広域で捉えたほうが展開しやすいことも多い。そのバランスが難しい。

5. 神奈川県藤沢市

(1) 神奈川県藤沢市

■ 概要

日時	2025年11月4日(月) 10:30~11:30
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者 (敬称略)	藤沢市 福祉部 障がい者支援課 厚生労働省 株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. 基本情報

センター名	ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく
管轄地域	神奈川県藤沢市
設置年度	平成 25 年
設置形態	委託：特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク
センター担当者数	担当者 3 名 (+ 管理職 1 名) 担当者の役割は、委託料の支払い、センターが参加する会議への出席等
センターに求める職員数・ 職種・資格要件	常勤 3 名 資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員、その他障害福祉に関連する専門職いずれかに該当すること。 ※主任相談支援専門員 2 名、その他の職員は相談支援専門員

① センターを設置した経緯

- 選定理由としては、基幹相談支援業務が高度な専門性を要する業務である点が挙げられる。特に主任相談支援専門員等の資格を有する人材の配置が必要であるが、市内で要件を満たす事業者が限られていた。そのため、必要な資格要件を満たし、専門性を有する同法人に委託契約を締結した。
- センターを設置した平成 25 年当時は、基幹相談支援センターの設置が市町村に努力義務化されていなかったが、当時から地域における相談支援を統括し、基幹的な役割を担う事業所の設置が必要であるとの認識があり、検討を経て配置に至った。

② 自治体の障害福祉政策等を踏まえたセンターの位置付け

- 位置付けとしては、地域の相談支援の担い手であると同時に、専門的助言を行うアドバイザーとしての役割を果たす存在である。
- 本市では、委託仕様書に基づき、幅広い業務を委託先に依頼している。
 - まず一つ目は、困難ケースを含む個別の市民からの相談対応である。
 - 二つ目は、支援者支援である。支援事業所の職員が日常的に支援にあたる中で、「どのように支援すればよいか分からない」といった悩みを抱え込むことがある。そのような事業所に対し、助言や支援を行う役割を担っていただいている。
 - また、本市には分野ごとに多様な会議体が存在する。たとえば、発達障害に焦点を当てた会議、相談支援を広く扱う会議、自立支援協議会など、さまざまな場が設けられている。委託先には、こ

これらの会議に広く出席いただき、専門的な知見に基づく助言や提案を行う、いわばアドバイザー的な役割も担っていただいている。

③ センターに求めている業務内容

委託仕様書に基づき、以下の業務を委託している。

- 相談支援事業所を効果的に実施するために必要な活動の推進：基幹相談支援以外に委託の事業所が障害種別の専門相談が4か所、総合相談窓口が4か所の計8か所あるため、それら事業所の統括と、各事業所にヒアリングを行って地域の課題を抽出、分析し提言をいただく。
- 人材育成の支援：計画相談支援事業所が集まる「相談支援事業所連絡会」の事務局業務を担うほか、主任相談支援専門員研修や現任研修等において、会場運営および講師としての役割も担っている。
- 困難ケースの対応および地域ネットワークの構築：相談支援事業所の中には、管理者兼相談員として一人で運営している事業所も少なくない。そのため、事業所が孤立することなく、顔の見える関係性を築けるよう、ネットワークづくりや連絡会の運営を通じてハブ的な役割を果たしている。特に、緊急時の対応においては、顔の見える関係性に基づく迅速な連携が重要であり、その基盤づくりを担っている。
- 権利擁護および普及啓発：虐待防止や差別解消に関する啓発活動も実施している。普及啓発の一環としてリーフレットを作成・配布する業務を依頼している。また、相談支援事業所連絡会の場において、権利擁護や虐待防止に関する研修会や情報共有の機会を設けることも実施している。さらに、本市の自立支援協議会（★）には四つの専門部会が設置されており、そのうちの一つが「権利擁護部会」である。この部会では、権利擁護に関するイベントの企画・運営、リーフレットや啓発資材の作成、市の施策検討などを行っており、基幹相談支援センターにはその活動に積極的に参画していただいている。これらの取組を通じて、地域全体で虐待の未然防止と権利擁護の推進を図る体制を整えている。なお、令和6年度時点で権利擁護部会に相当する機能は自立支援協議会（★）が担うものとして、会議体を統廃合した。[
- セルフプランの作成支援：神奈川県はセルフプラン率が全国比で高い傾向にある。担い手不足のためすぐに解決が難しいが、できる支援として、望まない形でセルフプランでの作成を余儀なくされた市民に対し作成支援を行っている。具体的には、毎週水曜日に市庁舎内の会議室を利用し1対1の作成支援を実施している。
 - セルフプランを望む・望まないについての判断方法
 1. 市民から福祉サービス利用の相談があった際に、受給者証の申請案内と併せて、計画相談支援の概要を説明しており、本人に計画相談を利用したいか否かの希望を伺っている。本人が「計画相談は特に必要ない」と判断した場合は、「望むセルフプラン」として位置づけている。一方で、「計画相談を利用したいが、市内・近隣の指定特定相談支援事業所に空きがなく、担当を見つけれなかったためにやむを得ずセルフプランとなった場合」を、「望まないセルフプラン」として把握している。
 - セルフプランにおけるモニタリングや計画の更新方法
 1. 指定特定との契約とは異なるので、市からモニタリングを依頼しているわけではないが、セルフプランを支援すると結果としてその後の生活相談や更新の相談もセンターに来ることになるため、事実上、類似することを実施していただいている状況である。
 2. 市としては、基幹相談支援センターを含む委託相談支援事業所が関与したケースであっても、最終的には市内の指定特定相談支援事業所へ引き継ぐことを理想としているが、指定

特定相談支援事業所の多くが定員超過の状態にあり、受け入れが困難な状況が慢性化している。そのため、当初想定していた「支援者支援」としての立ち位置よりも、個別相談への直接対応が増え、後手に回るケースが生じているのが現状である。

- 指定特定支援事業所を増やすための検討について
 1. 神奈川県では、新規に指定特定相談支援事業を立ち上げる事業者向けに「立ち上げセミナー」を実施しており、本市としては、その周知を図っている。また、居宅介護事業所が集まる「ヘルパー事業所連絡会」や、各サービス類型の連絡会等においても、会議の機会を活用し、相談支援分野における人材不足の現状を共有するとともに、指定特定相談支援への参入を呼びかけている。
 2. しかしながら、相談支援分野に限らず、居宅介護など他のサービス分野でも深刻な人手不足が続いており、ヘルパーの確保すら難しい状況にある。そのため、「相談支援だけでも増やしてほしい」といった要請を行うことも現実的に難しく、十分な拡充策を講じられない歯がゆさを感じている。
- 契約は毎年、随意契約である。契約全体としても、直近数年間で大きな見直しは実施しておらず、毎年度ほぼ同一内容で契約を更新している。自立支援協議会への参画については、契約書上も「協議会への参画」とのみ記載しており、専門部会の構成変更などに伴う契約内容の修正は行っていない。

(★) 自立支援協議会について

藤沢市では、「藤沢市障がい者総合支援協議会」の名称で設置している。名称は異なるが、基本的には自立支援協議会と同義である。

現在、以下の4つの専門部会を設置している。

- 相談支援部会：地域における相談支援体制の構築について協議する。主な取組として、セルフプランに関する課題の抽出や、「藤沢市安全・安心プラン」（障がい者版個別避難計画）の推進の検討を行う。
- 連携支援部会：多職種・多機関連携の促進を目的としている。特に、障がい児から障がい者への移行期における制度間の切れ目の課題を解消することを重視し、継続的な支援体制の構築を目指している。
- 生活支援部会：日中支援型グループホームの事業所評価を担っている。具体的には、事業所への訪問・ヒアリングを行い、その結果を基に会議で専門委員による評価を実施している。
- 就労支援部会：令和7年10月に新設された「就労選択支援」サービスへの対応や、アセスメント手法の平準化など、就労支援の質向上に向けた取組を進めている。

専門部会の構成については、法改正に応じて都度変更しているわけではなく、一昨年に協議会全体の運営体制を見直した際に、結果として専門部会の内訳を再編した経緯があるのみである。

④ 相談支援事業所からの運営・経営上の相談を受ける窓口

- 現状、自治体に運営・経営上の相談を受ける窓口は設置されていない。少なくとも直近5年間は相談を受けた事例は確認されていない。もしそのような相談があれば基幹相談支援センターへつなぐ形で想定である。

2. センターとの連携内容

① 自治体との情報共有・意見交換の機会

- 情報共有について、まず基幹相談支援センターに対し、委託業務の一環として「中間報告」と「最終報告」を提出してもらっている。中間報告は年度の中頃、最終報告は年度末に実施しており、それぞれの期間における委託業務の実施状況や、現場の肌感覚を含めた地域課題の抽出内容、対応状況などを簡潔にまとめて報告いただいている。これにより、地域における課題や傾向を把握し、今後の施策検討に役立てている。
 - 報告用の定型フォーマットは特に設けていない。毎年度、ほぼ同様の形で、委託事業者から任意様式による報告を受けている。報告内容としては、相談支援の現状、今後の相談支援の展開に必要な視点、および地域課題の認識などを中心としている。たとえば、「人手が不足している領域」「今後実施が望ましい研修テーマ」など、基幹相談支援センターの視点から必要な項目を列挙し、自由記述の形で具体的にまとめていただいている。
- 個別の困難ケースに関する情報共有や意見交換は、決まった頻度を設けず、必要に応じて随時実施している。例えば、基幹相談支援センターと自治体のケースワーカーの双方が状況に応じて連絡を取り合い、柔軟に連携している。藤沢市のケースワーク体制は、市内を東西南北の4地区に分け、地区担当制で運用している。各地区担当ケースワーカーが、基幹相談支援センターの担当相談員と個別に連携を行っており、連絡頻度の集計は行っていないものの、少なくとも週1回程度の連絡が生じているとの認識である。連絡手段は電話およびメールを併用している。支援方針の検討やサービス調整など具体的な協議は、電話または会議の場で行っている。
- センターと自治体の役割分担
 - 専門性を要しない事務的業務（会議の開催通知の作成・配布、簡単な資料作成など）は市職員が担い、専門的知見を要する部分を基幹相談支援センターが担う体制としている。基幹相談支援センターには、協議会の事前打合せ段階から議題の立案からも参画いただき、会議では事務局枠として委員と同様に一席を設けて参加いただいている。委員の立場から専門的な意見や助言を発言いただくほか、議論の整理や軌道修正、取りまとめを行っていただいている。

② センター内の相談対応の標準化に向けて、取り組んでいる内容

- 地域全体の相談対応の標準化に向けて、以下の取組を実施している。
 - 研修会・勉強会の実施：委託仕様書で「相談支援事業所連絡会の開催」を位置づけており、基幹相談支援センターに依頼している。地域の相談支援事業所を対象に、支援事例の共有や課題の検討、専門的知見の向上を目的とした研修会・勉強会を開催している。
 1. 事業所連絡会の開催頻度はどれくらいか。（NDK）
 2. 毎月1回定期で開催している。
 - 「安全・安心プラン」の協働作成：市と基幹相談支援センターが協働して「藤沢市安全・安心プラン（障がい者版個別避難計画）」を作成した。この計画は市独自の様式であるため、本市において独自に説明会や研修を開催している。令和6年4月には説明会を開催し、その内容を藤沢市公式ホームページおよびYouTubeで公開したほか、記入例やマニュアルを作成し、相談支援事業所連絡会を通じて周知を行っている。

（参考：[「安全・安心プラン」の作成及び活用について | 藤沢市](#)）
 - 計画相談事業所の支援：計画書の書き方やケース会議の進め方を標準化する取組を進めている。事業所連絡会の場を活用して随時研修を実施している。

- ③ センターから受けている要望
 - 基幹相談支援センター以外の8事業所からは、人手不足の声が挙がっている。各事業所の職員数は基幹相談支援センター含み合計で22名（非常勤含む）の相談員が地域の相談支援を担っている。一方で、藤沢市の人口は44万人で、障がい者人口も相応に多いため、現在の人員体制では地域全体の相談支援需要を十分に賄いきれず、セルフプラン率が上昇していることが課題である。
- ④ センターとの連携にあたっての困難や苦労している点
 - 現時点で、市として特段の困難を抱えているわけではないが、課題として人員不足に起因する連絡の遅れや対応の限界が生じていると認識している。これは、委託予算の制約により、委託先事業所の配置人員を増やすことが難しいことに起因している。人員が限られているため、こちらから連絡をしてもつながりにくい場面があるほか、基幹相談支援センターの相談員も、国や市内の各種会議への出席など多方面に業務を担っていることから、個別ケース対応や会議参加の両面で物理的な限界が生じている。連携上の不和といった問題ではないが、人手不足によって即応性が十分に確保しにくい状況が一定程度見られることは、市としても課題として認識している。

3. センターの運営による効果

- ① 委託で運営していることによる効果
 - 委託の形のほうが本市には適していると実感している。仮にこれを直営で展開しようとした場合、現在、基幹相談支援センターに担っていただいている相談支援の質や各種会議への参画などを市の直営で行うのは、正直なところ難しい。本市の職員採用については、福祉職、保健師、または一般事務職のいずれかが障害福祉の所管に携わっているが、福祉職といっても必ずしも障害分野の専門というわけではなく、高齢福祉や介護分野の経験を持つ職員が多い。そのため、障害分野のように専門性の高い業務を直営で展開しようすると、採用面からしても困難が伴うため、もとより専門性を備えている外部事業者へ委託して実施する形が望ましいと考えている。
- ② センターによる後方支援、ネットワークづくりの実施を通じて感じている効果や変化
 - 地域の相談支援体制の質が向上していることを日々実感している。
 - 例えば、制度に関する理解の面である。かつては、請求審査において「どの加算が適用されるのか分からない」といった問い合わせが、市内の相談支援専門員から市町村あてに多数寄せられていたが、毎月の連絡会を通じて制度理解の普及を図ってきた結果、近年ではそのような問い合わせが減少している。制度が現場に浸透し、支援者の理解が深まっている実感がある。
 - ネットワークづくりの実施を通じて得られた効果も大きい。連絡会の開催有無によって、事業所同士の「顔の見える関係」の形成に大きな違いが生じる。管理者兼相談員が一人で運営している事業所も多く、障がい者本人の孤立のみならず、事業所そのものの孤立も支援の展開上実際に起こり得る課題である。この点、基幹相談支援センターにおいては、ネットワークづくりや後方支援を通じて、事業所が孤立しないよう支援者を支える仕組みを実践していただいております。その効果を強く実感している。
- ③ センター設置における自治体内部への影響
 - 自治職員も、障害分野をはじめ担当する職員も少なくない中で、困難ケースを担当ケースワーカーが抱え込んでしまい、「どのように対応すればよいか分からない」と行き詰まる場面もある。そのような際に、基幹相談支援センターが「駆け込み寺」として支援に入ってくださいすることで、専門的な助言や方向づけをいただける。自治体の支援力を補完する専門的アドバイザー機能を果たしていただいている。その結果、困難ケースを職員が抱え込んだまま終結してしまうことがなくなり、対応の質が向上したと実感している。

- ④ センター設置における他分野への波及、連携強化の効果
- 児童分野に近い取組として、学校との連携強化を自立支援協議会の連携支援部会において推進している。特に、令和7年度から新たに開始された就労選択支援との関連もあり、学校現場に対して福祉制度の理解を深めていただくことが重要な課題となっている。「18歳を迎えると児童福祉から障害福祉に制度が切り替わる」「進路や手続、相談先が変わる」といった制度上の移行を、学校教職員や進路指導担当者に正確に理解してもらう必要がある。そのため、今年度から基幹相談支援センターの相談員が市職員とともに学校を訪問し、学校側の課題や支援ニーズのヒアリングを毎月実施している。
 - 医療分野との連携として、医療的ケア地域支援協議会の設置を検討している。また、この設置を目的とした準備会を立ち上げた。一昨年までは重度障がい者支援部会があったが、部会の廃止にあたって「重度障害者に対しては医療的ケアが重要であり、医療と福祉の連携が喫緊の課題である」という主旨で市への提言書をまとめていただいた。その提言を受け、新たに前述の準備会を立ち上げた。
 - 教育分野については、既に学校訪問等を通じた連携が進んでおり、一定の成果が見られる。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
- 現状、具体的な評価指標は設けていない。支援内容が専門的であり、かつ報告だけでは実態が見えにくい活動も多いため、事業の特性上、何をもちどのように評価するかが難しい。例えば、相談支援の件数が減少した場合それを単純に評価の低下とみなしてよいのか、相談の進め方を見直したり社会資源につなげる支援がうまく機能したりした結果として件数が減っている可能性もある。このように、複数の見方が成り立つため、何をもち評価を上げ下げするかの基準を定めることが難しく、現状では明確な評価は行っていない。
- ② センターへ今後期待する姿
- 引き続き、地域の多機関連携を牽引する役割を担っていただきたいと考えている。
 - 特に児童分野においては、成人障害者には委託相談支援の体制が整っている一方で、障害児に相当する相談支援の仕組みが十分に存在していない課題を認識している。たとえば、「障害児相談支援地域センター」のような中核機能を持つ拠点があれば望ましいが、現状ではこども家庭センターが中心的役割を担いつつも、児童発達支援センターへの委託にとどまっているのが実情である。児童の相談支援体制の在り方は、今後の検討課題として基幹相談支援センターからも提起を受けているところであり、庁内の部署をまたいだ課題として、アドバイザー的な関わりを継続いただけることを期待している。
 - 今後はさらに、地域包括ケアシステムとの連携、介護保険分野との協働、医療的ケア児者支援における保健・医療領域との連携、ケアラー支援協議会への参画といった新たな連携の広がりを見据えている。これらを通じ、福祉・医療・教育の各分野を横断する形で、基幹相談支援センターが地域のハブ機能を担っていただきたいと考えている。

(2) ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく

日時	2025年11月11日(火) 13:00~14:00
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者 (敬称略)	ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく 厚生労働省 株式会社 NTT データ経営研究所

1. センターの基本情報

設置年度	平成 25 年
管轄地域	神奈川県藤沢市
開所日・開所時間	開所日：月～金 開所時間：8：30～17：30
職員数・資格	現在は、兼務含め 3.5 名を配置。うち 2 名が主任相談支援専門員を有している。 資格：社会福祉士 2 名、保育士 1 名、PSW 1 名
勤務体系	土日は、緊急対応など必要に応じて勤務することがある。 平日対応ができない就労中の利用者に対しては、随時土日に対応を行っている。

① 法人でセンターを受託した経緯

- 当初、藤沢市では専門相談と委託相談のみ設置していた。
- 国からのセンター設置の動きを把握し、委託相談の職員としてアンケート調査を行い、地域の相談支援を行っている人へ課題等の把握を行った。
 - 地域の事業所からは、「困っているとき、誰に聞いたらよいか分からない」「一人での運営が大変」等の声が挙がった。
 - 結果を踏まえて、協議会へセンターの設置を提案。その後、協議会から藤沢市へセンター設置の提言を行った。
- センターの設置にあたり、委託相談の有志でセンターの運営主体となる NPO を立ち上げた。
- センターと委託・専門相談との差別化を意識的に図り、当初は 1.5 人の配置として、原則個別支援は行わず（必要最小限）、支援者支援や地域づくりに注力することで役割と機能を位置付けた。

② 自治体から求められている役割

- 人材育成支援：定期的な事例検討、GSV を行う。
- 権利擁護等の普及啓発：協議会にて実施している。
- 協議会への参画：事務局として役割を担っている。
- 基幹では原則、個別相談は受けていない。相談があれば一時的には受けるが、計画相談につないだり、委託相談や行政に入ってもらおう。しかし、それでも繋がれない方については、センターが個別支援として実施している。（必要に応じた継続的な支援を行っている）
 - 医療観察法の対象、自傷及び他害の可能性のある方、強度行動障害の方、医療的なケアを必要とする方、など。

- 法改正に伴い、センターの役割を国の明示した内容に沿って変更したが、元々実施していたことから大きく変化していない。
 - 強化した点としては、常勤 3 人配置にプラスして 0.5 人分を法人として加配した。（医療的ケア児の専門相談や、受託している委託相談のスーパーバイズを兼務しているため。）また、行政及び相談支援専門員の異動に伴って、市内の相談支援体制や経緯を経験していない職員も増えている。協議会などの会議や地域支援においては、事務局として行政職員と協働で質疑に対応するなどの役割も担っている。
 - 虐待防止センターについては、行政が直営で運営していることもあり、直接的な事例を通じた連携というよりは、センターと一緒に研修を企画実施するなど、計画相談の連絡会に参加してもらい、地域とつなげていく取組を開始した。
- ③ 主な業務内容
- 藤沢市ならではの計画作成マニュアルを作成中である。1 年かけ、地域の相談支援専門員の声を拾いながら作成している。基幹だけでなく事業所と一緒にすることで、人材育成につながっている。
 - 藤沢市は地域差が大きい。藤沢市内の地域別相談体制として、市内を 4 地区に分け、委託 4 事業所がそれぞれ各エリアを掌握する仕組みを作り、現在 4 年目である。地域の事業所は地域をまず知ることをお願いしている。
 - 上記の仕組みを作るにあたり、協議会で「相談してみてもよかったこと・悪かったこと」「どんな相談があるといいか」を調査した。いつでもどこでも気軽に相談できるニーズがあることを明らかにして、事業所を 3 から 4 に増やすことを提言した。
 - 4 つの委託相談をどう連携させるか、基幹、委託、計画、が互いに連動し協働できる相談支援体制の構築が今後の課題である。
- ④ センター内の職員に対する人材育成の取組
- 日々の相談の中での OJT が主である。引継ぎだけではなく、時間があれば直ぐカンファレンスを行う体制とする。
 - 職員が市内の相談支援専門員に向けて話をする機会を持つようにしている。
 - マニュアル作りは現場職員が中心に実施している。

2. センターとの活動内容（地域の後方支援・地域づくり）

- ① 地域の相談支援事業所を対象とした後方支援の方法と頻度
- 電話、同行支援、ケース会議への参加、育成研修等を実施している。
- ② 後方支援の実施を通じて感じている効果や変化
- 相談支援は孤立しがちと感じる。相談を受けた人が解決すべきという風習が根強い。
 - センターの立場としては、他事業所の理念や価値には触れられない。相談支援の価値をいかに共有していくかが大切である。広めていくために、事例検討やマニュアル作りなどを活用している。つながるとやりやすいことを実感してもらいと、次の相談につながる。うまくいなくても失敗の責任を分かち合うような存在でありたいと感じている。
 - 立上げから在籍している職員（吉田様）が継続的に取り組んでいることも積極的な地域づくりにおける大きな要因である。
- ③ 協議会への参画状況
- 運営会議、事務局会議、本会議、部会、各部会の打合せなど、すべて参画している。

- 活動を軌道に乗せていくため、これまでは中心となる職員が主体的に動いていた。センター内でもそろそろ世代交代が必要であるため、別の職員にスライドしていきたい。
- ④ 協議会の運営を通じて感じている効果や変化
- アイデアや発想は杓子定規だと進まないため、事務局として仕掛けを散りばめていかなければならない。
 - 当事者が地域のことを自分事として視点転換するのに時間がかかる。そのためどんなプロセスが必要か身をもって体験してきている。「障害」の枠に留まらず、さまざまな資源を使っていく必要がある。
 - かつては協議会が形骸化しており、各立場の要望を言う場になっていた。そのため、年間で1-2テーマを決めてみんなの声をひろってきてもらう（＝汗をかいてもらう）体制へと変更した。これにより、声が挙がってくるようになった頃合いに、部会から課題があがるボトムアップ型に切り替えた。地域のリアルニーズの出し引きを丁寧にする仕組みをしたことで、協議会が活発になった。
- ⑤ そのほか、地域のネットワークづくりのためにやっている取組
- 市内を4地区に分けた方がいいが、1カ所が2-3人になってしまうため、この体制で緊急対応は困難である。今後は、人員が集中している拠点から各エリアに出向する形への変更を構想している。委託相談にも、この構想の浸透をさせていかなければならない。

3. 自治体との連携内容

- ① 自治体との意見交換の機会
- 委託相談が各地区を持っているため、委託相談を中心に会合への参加をしてもらっている。
 - センターでは防災の会議や、まちづくり会議に参加している。センターは市民センター内に設置しており、隣に包括支援センターが存在する。包括が持つネットワークに乗っかることができている。
 - センターとして地域の在り方を自治体と検討するまでには至っていない。
 - 障害の枠にとらわれず、相談体制がどうあるべきか、困った時にどうするかなど検討をする際、障害の相談だけではなく生活の視点を重要視して介入していく姿を構想している。
- ② センター内の相談対応の標準化に向けて、自治体と取り組んでいる内容
- 個人情報保護の関する様式、権利擁護に関する重要事項などの様式は共通している。対応は個々に異なるのでマニュアルまではいかない。
 - 支援者目線で、「何をもって紹介したか」「紹介先に何を期待するか」をやりとりできる引き継ぎシートの作成を、行政も交えて構想している。作成することで支援者のスキルアップにもつながる。
 - 行政は担当者が変わってしまうため、障害について初めて見聞きする職員が配置されることもある。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
- 藤沢市の相談支援体制が整っているかどうかセンターの成果指標となる。現在は相談支援体制の整備に向けた途中経過であり、それに向けた活動を行っている（PDCAが回っている）状態である。現在の改善に向けた活動が動いている限り、基幹としての機能は果たしていると感じている。
 - 評価指標はあるようでない。委託費の上がり下がり判断できない。
 - センターの委託元への報告は、中間・年度末の2回、相談体制の提案書の形にしている。
- ② センターの活動における課題
- センター事業は委託形式であるため、市の事情で切られたら終わりになってしまう。法人としては相談事業しか受けていない。委託費はストックできないため、どこかの梯子がはずれたら給与が担保できない。

- 地域づくりを実施していたら個別給付できないアンバランスさがある。

5. その他

- 医療との連携は、精神科や保健所などに繋がっている。日々の相談の中でつながっているクリニックの先生は、同席を依頼すると対応してくれる。
- 児童分野との連携について、センターとしては支援のつながりを意識している。現在子ども家庭センターの会議に一部呼ばれている。そこで障害の話をしたり、一緒に協議体をつくる相談をしている。
- セルフプラン改善に向けた取組は、センターとしても大きな課題となっている。福祉全般に人が不足している。現場は人を減らすと減算になるが、相談はやらなくても減算にならない。
 - 現状の法定研修（特に初任者研修）については、相談支援の基本姿勢や基本理念が中心の内容となっている。とても重要なのだが、研修修了者を宙に真に、具体的なサービス等利用計画の作成に関する研修を実施することを来年度に向けて検討中である。
 - 個人的な意見として、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成については、本当に望む（希望する）方のみセルフプランとし、その他の方には必須（義務化）が必要になってくるのではないかと考えている面もある。
- 現在の仕組みで変更すべき点はあるか。
 - 委託の役割が不要と考えられないか危惧している。本来の委託のあるべき姿を明確にしなければ、計画相談が中心となり、委託の役割と機能が薄れてしまわないか危惧している。
 - 計画相談支援の質の向上を図っていかないと、個別給付のための支給決定支援だけの計画になってしまう事を危惧している。

6. 福井県若狭地域

(1) 福井県小浜市

■ 概要

日時	2025年10月30日(水) 11:30~12:30
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者 (敬称略)	小浜市 生活福祉部 地域福祉課 障がい者支援室 若狭町役場 福祉課 株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. 基本情報

センター名	相談支援センター若狭ねっと
管轄地域	5市町(圏域設置) …小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町 ※H26 美浜町、若狭町が委託。H30 高浜町、おおい町が委託。H31 小浜市が委託。 協議会単位の圏域毎(①美浜町・若狭町、②小浜市・おおい町、高浜町)に委託している。
設置年度	平成26年7月
設置形態	委託：特定非営利活動法人 福祉ネットこうえん会
センター担当者数	各市町 1~2名
センターに求める職員数・ 職種・資格要件	小浜市相談支援事業実施要綱：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員(主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)を配置/人員数要件無し

① センターを設置した経緯

- 平成18年：委託相談支援事業を相談支援センター若狭ねっとへ委託
- 平成19年12月：若狭町・美浜町地域障害児(者)自立支援協議会設置(相談支援センター若狭ねっとへ協議会事務局委託。
※自立支援協議会は①美浜町、若狭町②小浜市、高浜町、おおい町で圏域毎に設置。
- H24年4月：事務局を行政直営に戻した。(相談支援センター若狭ねっとは運営会議に参加。)
- H25年：両協議会(①②)の合同で相談支援部会が立ち上がった。(これが基幹相談支援センターの土台となった。)
- H26年7月：基幹相談支援センター設置(若狭町・美浜町)。10月より協議会の事務局をセンターが担った。
- 委託運営を選択した理由：行政で行うと形骸化してしまう課題があったため、委託の形を選択した。センターとして専門的な助言ができることをメリットと感じたため、専門性を有す委託先へ運営主体を移行した。
- 委託先の選定理由：地域の実情を分かっている事業所であり、専門的な職員が充実していたため。

- ② 自治体の障害福祉政策等を踏まえたセンターの位置付け
 - 地域における相談支援の中核的な役割を担う役割として位置付けている。
 - 相談支援事業所への専門的な助言、人材育成の方法の検討、自立支援協議会の事務局としての機能を期待している。
- ③ センターに求めている業務内容
 - 委託契約は随意契約で、毎年更新している。
 - 小浜市の委託契約内容：
 - ①総合的な専門的対応（困難ケースに対する相談支援の対応）
 - ②地域の相談支援事業所への取組、人材育成支援、相談支援との連携強化
 - ③権利擁護、虐待の防止（成年後見制度を活用して障害者の権利を擁護する。市の虐待防止センターとの連携を図り、虐待の防止を図る）
 - ④地域の自立支援協議会の運営
 - ⑤地域生活支援拠点等への取組（障害者特性に起因した緊急時等に必要なサービスのコーディネートや相談、必要な支援を行う）
 - ⑥その他
 - 地域生活支援拠点は5市町で共同設置をしているが、コーディネーターの設置ができていないため、センターに代替的な役割を担ってもらっている。若狭町子ども若者支援協議会といった障害のある方に関わる会議等についても参加依頼をしている。
 - 機能強化事業の内容に基づいて契約内容を更新している。
- ④ 相談支援事業所からの運営・経営上の相談を受ける窓口
 - それだけを受ける窓口はどこも設置していないが、自治体へ事業所からの相談があれば随時受け付けている。加算やモニタリングの調整についてなど。
 - 必要な情報に関して、共有して問題なければセンターへ共有することもある。

2. センターとの連携内容

- ① 自治体との情報共有・意見交換の機会
 - 協議会、連絡会についてメール等でやりとりしている。運営に関する情報共有は常にしている。
 - 3か月毎の実施状況報告で確認をしている。
 - 必要に応じて随時連絡できるような環境を整えている。
 - 基幹委託主任行政連絡会（各市町年2回）にてケースの詳細な内容の共有等を行っている。
- ② センター内の相談対応の標準化に向けて、取り組んでいる内容
 - 特に自治体主催でマニュアル化等の取組はしていない。
 - センター内でミーティングを行っている。その他、指定特定相談支援事業を行っており、他事業所と協働体制を組んでいるため、月2回GSVを実施している。敦賀市の指定特定相談支援事業所とも年4回実施しアイデアが固定されないよう努めていると聞いている。
- ③ センターから受けている要望
 - センターと行政との役割分担。協議会の事務局というざっくりな役割分担であるため、議事録作成等についてなど細かいところは決まっていない。詳細について決めていきたいと要望を受けている。

3. センターの運営による効果

- ① 委託で運営していることによる効果

- 専門性が担保できること。地域の状況を積み重ねの経験で把握できていること。
- ② センターによる後方支援、ネットワークづくりの実施を通じて感じている効果や変化
 - 地域の相談支援体制の質の向上、地域ニーズの把握、課題解決に向けた考える場を常に設けることができるよう体制づくりをしてきていること。また、地域のネットワークが強化していること。
- ③ センター設置における自治体内部への影響
 - 協議会運営に係る業務負担の軽減。相談支援事業所のフォロー体制、現場目線での対応、協議会の出席率の向上。センターを委託することで事業所目線のやりとりが可能となり、質の向上が行政より行いやすいように認識している。
- ④ センター設置における他分野への波及、連携強化の効果
 - ケアマネージャーと相談支援専門員の合同の研修会を実施している。
 - 介護保険サービスへの移行を意識しながら動いてもらっている。
 - 児童：年1回教育関係の部署との意見交換会、研修会の場を用意している。圏域にある児童発達支援センターのセンター長が協議会の障害児通所支援事業所連絡会の会長となっている。常に連携できる状況を整えている。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
 - 各市町年2回ずつ実施している基幹委託主任行政連絡会と、3か月毎の報告で把握している。評価指標は用意していない。どのように評価基準を設ければよいのか。
 - 実施状況報告書のフォーマットはセンターが用意している。件数や困難ケースの概要、協議会の取組等を報告いただいている。
- ② センターへ今後期待する姿
 - 行政がすべての会議に出席できているわけではない。会議のとりまとめや提言につなげていただいているため、これからも継続してもらいたい。

(2) 相談支援センター若狭ねっと

■ 概要

日時	2025年10月28日(火) 11:00~12:00
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者	相談支援センター若狭ねっと
(敬称略)	株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. センターの基本情報

設置年度	平成 26 年
管轄地域	平成 26 年から 美浜町、若狭町 平成 30 年から 美浜町、若狭町、高浜町、おおい町 令和元年から 美浜町、若狭町、高浜町、おおい町、小浜市
開所日・開所時間	平日、土曜：8:30 ～ 17:10
職員数・資格	基幹相談支援センターとしては 2 名を配置。 ※以下、若狭ねっと全体での人数 相談支援専門員 4 名、社会福祉士 1 名、看護師 1 名 精神保健福祉士 1 名、介護福祉士 1 名、公認心理士 1 名 (うち主任相談支援専門員 2 名、相談支援専門員 2 名) (実人数は相談支援専門員 3.5 名、事務兼相談員 0.5 人)
勤務体系	24 時間 365 日で電話対応をしている。

① 法人でセンターを受託した経緯

- H18 年：委託相談を受託開始。
- H19 年：協議会運営の受託開始。
- H24 年：行政に事務を返したところ、協議会の運営が滞るようになった。
- H26 年：センターと協議会運営の委託を依頼され、再び受託を開始。

② 自治体から求められている役割

- 5 市町とも、制度そのままの仕様を契約書に記載している。
 - 法改正に伴って、地域の体制整備について、自立支援協議会通じた地域づくりや後方支援といった文言が入るようになった。
- 委託期間は 1 年間となっている。プロポーザルとしたい意向がある。

③ 主な業務内容

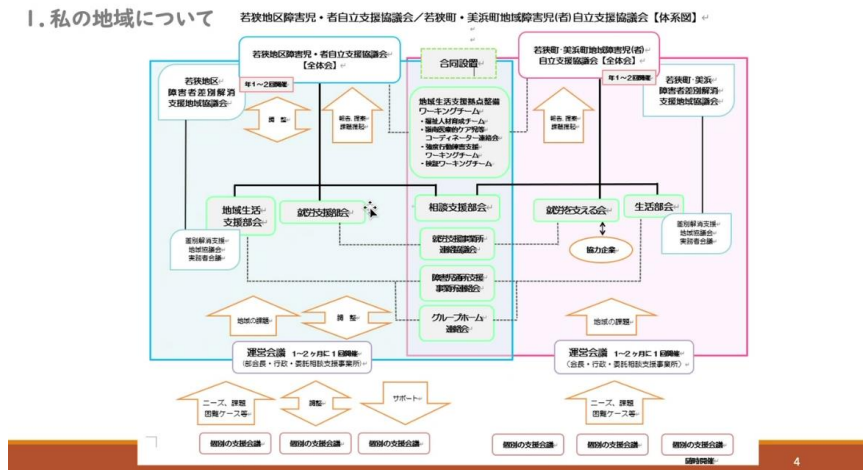
- 関係機関の後方支援（ケース相談、人材育成等）、地域住民への個別支援、自立支援協議会の運営等。
- 市町に相談があったあと、新規ケースは必ず委託相談（1 市町あたり 2 か所程度）で受けることになっている。総合的な相談を受け付けている。
 - 本音としては、アセスメントから委託相談へ振ってもらえたら有難いと感じている。

- 委託で相談対応を継続するケースは、基幹・委託・主任・行政連絡会（1市町あたり年2回）でケース報告し、評価を受けている。
- センターは基本的にケースを持つのではなく、計画相談事業所で受ける困難ケースに対して、個別かつ間接的に関与する。
- ④ センター内の職員に対する人材育成の取組
 - OFFJT：法定研修、または都道府県に定められる研修、その他興味がある研修を受講している。1人あたり年10以上は研修を受講している。
 - OJT：他の相談支援員に対して同行・同席するようにしている。現任研修を受けるまでは必ず実施している。
- ⑤ その他
 - センターが単独で研修することはないが、協議会を通して、年に3～4回研修を実施している。
 - 人材育成チームがあり、キャリアに応じてリーダー研修を6回シリーズで実施している。ビギナー研修、中堅研修等も実施。

2. センターの活動内容（地域の後方支援・地域づくり）

- ① 地域の相談支援事業所を対象とした後方支援の方法と頻度
 - 月1回、事例検討会を実施している。（協議会相談支援部会）
 - 月1回、モニタリング検証を実施している。圏域内に15事業所あるため、1.5年で一周する。
 - 機能強化1の協働体制を8事業所で取っているが、月2回GSVを実施している。GSVの場に他事業所も誘っている。
 - 現任研修を受けるまでの事業所に対しては、電話、訪問同行、同席を積極的に実施している。
 - 福井県では初任者研修・現任研修共にインターバルを課しており、実地研修について、地域の主任相談支援専門員と協力し、受講生を割り振り、センターでも受け入れている。
- ② 後方支援の実施を通じて感じている効果や変化
 - センターの立ち上げ当初と比較すると、相談支援事業所の数が倍になっている。（6～7事業所から15事業所へ増えている。）GSV等があるため、「1人で立ち上げても大丈夫そう」と「やってみたい」と意欲につながり、立ち上げていただけているようである。
 - 支援の質の向上は目に見えにくい。事業所数が増えて、事業所が顔を合わせる機会が担保されていることが大きな効果ではないか。
- ③ 協議会への参画状況
 - 1か月に、複数の部会や事務局の開催があり、すべての事務局を実施している。

1. 私の地域について



④ 協議会の運営を通じて感じている効果や変化

- 事業所立ち上げの際、行政から事業所へ参加を申し添えてもらっていることで、事業所連絡会にはほとんどの事業所が参加してくれている。事業所連絡会がネットワークづくりに繋がっており、1人困ったら、みんなで考えるという体制が構築されている。つながることで虐待や不適切な支援の抑止となっている。
- 事業所連絡会と相談支援部会のコラボ、生活部会とのコラボなど、他機関との意見交換や事例検討など積極的に実施している。

⑤ そのほか、地域のネットワークづくりのために行っている取組

- 予算がつくため、殆どの取組を協議会に紐づけている。
- 5市町で一緒に実施できること、一緒に実施が適さないことに配慮して取組を行っている。
 - あえてこども部会は持っていない。こども部会を設置するためには、一町あたり7~8人が必要になるため、5市町の規模になると話がまとまらなくなる。
 - また、乳幼児健診やフォローアップ教室の仕組みは市町によって特色が異なるため、センターが市町へ出向いて検討の場を設けるようにしている。
 - 去年は、5市町それぞれの教育委員会や子育て支援関係課等（適応指導教室管轄、放課後児童クラブ管轄課等）との意見交換を実施した。

3. 自治体との連携内容

① 自治体との意見交換の機会

- 市町連絡会：5市町の担当者のみが集まる。そこにセンターが6月に研修を行っている。
- 相談支援部会の：年12回のうち、特に4月10日は、全市町村と全相談支援専門員が集まり、相談支援について検討する場としている。
- 基幹・委託・主任・行政連絡会：各市町ごと、それぞれ年2回実施している。
- 随時、電話やメールでケースのやりとりをしている。
- 市町の担当者が変わるので、どちらかといえば基幹相談支援センターが引っ張っている状況。
 - センターに何を求めているのか逆に聞いてみたい。

- ② センター内の相談対応の標準化に向けて、自治体と取り組んでいる内容
 - マニュアル等はないが、相談につながる前のケースを共有する中で、行政とのすり合わせ・標準化ができているのではないかと感じる。
 - センター（協議会）が開催する研修に市町が参加している。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
 - 特に評価方法は有していない。
 - 基幹・委託・主任・行政連絡会で、毎月活動の報告書を提出し、評価をしていただいている。
 - センターの中核的機能が見える化できるような指標があると嬉しい。
- ② センターの活動における課題
 - 運営面では、本当はあと1～2名の人員が欲しいと考えている。現在はセンターの一部としてやっている拠点のコーディネーターを個別につけられるとありがたい。
 - 予算は、委託やセンター1か所につき660万と決まっている。他自治体と比較すると安いと知ったので、人を充実させ、予算をもう少し確保したい。
 - 自治体の異動や縦割りの性質に対し、弊害を感じることもある。重層ができて、逆に1つ壁が増えてしまった市町もある。障害担当より、重層のことなので分からないと言われたこともある。
 - 協議会において、マイナスの課題は感じていない。楽しんで参加してくださっている。同じことが続かないほうがよいと考えており、いろんな人が部会長や連絡会長を担ってもらいたいが、固定化している面がある。
 - 自治体に対しては、協働を意識し、協議会の記録や進行等において役割分担を行っている。

7. 長野県上小圏域

(1) 長野県上田市

■ 概要

日時	2025年11月19日(水) 13:00~14:00
場所	オンライン会議 (Zoom)
参加者 (敬称略)	上田市役所 福祉部 障がい者支援課 厚生労働省 株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. 基本情報

設置年度	平成 24 年 4 月 1 日
設置形態	委託、圏域設置 (上田市、東御市、長和町、青木村) 上小圏域基幹相談支援センター
センター担当者数	上田市：主担当 1 名
センターに求める職員数・ 職種・資格要件	実態：主任相談支援専門員 5 名、相談支援専門員 4 名、相談員 1 名 ※うち常勤 8 名、非常勤 2 名 資格：社会福祉士、精神保健福祉士等。機能強化の事業も実施しているの で、専門職をお願いしている。

① センターを設置した経緯

- 県の方針で、複数市町村で中核となるセンターを設置 (委託)、協議会を運営 (委託) している。
- 平成 18 年に委託相談のための法人を立ち上げて以降、その流れでセンターを立ち上げた。センターの受託にあたって準備したというより、長年の活動が結果として基幹相談支援センターという国の事業になっていった。
- 委託先を選定した理由：公平・中立性を担保できる法人へ委託した。

② 自治体の障害福祉政策等を踏まえたセンターの位置付け

- 4 市町村共同で施策を進めている状況であるため、比較的円滑に 4 市町村の方針を統合できている。

③ センターに求めている業務内容

- 国から示されているセンターの業務に準じて力を入れられるよう、契約は毎年更新で、契約書の内容は毎年見直している。上田市で契約は一本化しており、各自治体に負担金を払ってもらっている。
- 地域生活支援拠点等コーディネーターを配置している。条件に合致する委託先がセンター以外になかった。
- 虐待防止センターの受付窓口を担ってもらっている。協議会の権利擁護委員会でも虐待検証を行っている。

④ 相談支援事業所からの運営・経営上の相談を受ける窓口

- 基幹相談センターが担っており、立ち上げ相談から報酬改定などの情報提供をしてもらっている。
 - 地域として児童の相談が不足している状況を共有し、障害児相談指定のはたらきかけ、情報共

有などを行っている。

⑤ 圏域でセンターを共同設置しているメリット

- 単独だけではできない取組を協働して実施できる。協議会の人材育成部会、機能強化の相談支援事業所連携会議もセンターで行っているため、事例検討など力を入れて実施できている。
- 相談の質を均一化、底上げできている。
- 相談支援を休止したい・継続が難しい（廃止）事業所に対して、行政だけでなく基幹が連携を取りながら、ケースの引き継ぎ先を検討する。地域の実態を把握した上で継続できる方策を助言している。

2. センターとの連携内容

① センターとの情報共有・意見交換の機会

- 年6回、協議会の運営委員会にて、4市町村＋センターにて協議の場を設けている。
 - 地域の課題や様々な情報共有ができています。また、各部会の中でも市町村の係長級と交流の機会となっている。
※委託料など事務的な内容の話し合いにおいて、過去に4市町村のみで話し合いを行ったことがある。福祉の推進に関する話題は、基本的にセンターと一緒に協議する場を設けている。
- 随時、毎日メール等にて連絡している。
- 連携にあたって工夫していること：自治体職員の異動に対してセンターに苦勞をかけている。係長級が部会長となる仕組みを活かし連携している。（「連携しないとやっていけない」仕組みになっている）

② センターから受けている要望

- 相談員の研修会に自治体も参加してほしいと言われている。計画作成の過程を知ってもらいたい意向のようである。自治体としても、相談員とのつながりを得ることのできる有意義な時間を過ごすことができる。

3. センターの運営による効果

① 委託で運営していることによる効果

- 専門性が継続的に担保されること。直営で担ったとしても人事異動によって継続が困難な場合もある。

② センターによる後方支援、ネットワークづくりの実施を通じて感じている効果や変化

- センターに市町村の連携の中心を担ってもらい、市町村を跨ぐ仕組みのシステムを構築できている。
 - 現在、近隣4市町村を含めた6法人で緊急ショートステイの受け入れ枠を作成している。輪番制で、一月ずつ担当する仕組みとしている。緊急時に受入れ先を見つけることは、一般的に困難なことであるが、このようにもとより仕組み化しておくことで、つながりのない事業所であっても対応してもらうことができる。

③ センター設置における自治体内部への影響

- 特に初期は、専門的な立場から市町村が担えない部分を対応していただいた。
- 困難ケース（例：虐待ケース、世帯全体が課題を抱えるケース）は市町村で担当しているが、専門的な支援の組み立てにおいてセンターが相談先となっている。行政としてはなくてはならない存在である。

④ センター設置における他分野への波及、連携強化の効果

- センターとしてというより、自立支援協議会の委員会の一環としてではあるが、高齢分野では地域包括支援センターとは定期的に連携会議を行っている。にも包括では、精神科病院との連携している。こうした取組を通じて連携強化されていると感じている。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
 - センターが活動内容と効果について報告をまとめ、協議会で報告してもらっている。また、年度初めには、地域にどうかが足りていないなど、センターから圏域へ課題の投げかけを行ってもらっている。
- ② センターへ今後期待する姿
 - 自治体だけでは把握しきれない地域の実態の把握について期待をしたい。
 - 人材育成を通じて相談の質の担保について継続してほしい。
 - 実態把握を通して、地域課題の解決に向けた体制整備を一緒に担っていただきたい。

5. その他

- 児童期のセルフプランが発生しないようにしている。
 - 子どもの頃こそ丁寧に関係機関が支えていくことが大切であり、できていないと子供が悲鳴を上げることになる。強度行動障害などについて、乳幼児期から丁寧に成長発達をサポートしていくことによって重度化を防げる。
 - 上田市として早期療育に力を入れている。早めに福祉サービスにつながると、相談体制を継続することができるメリットがある。

(2) 上小圏域基幹相談支援センター

■ 概要

日時	2025年10月28日(火) 9:30~10:30
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者	上小圏域基幹相談支援センター
(敬称略)	厚生労働省
	株式会社 NTT データ経営研究所

1. センターの基本情報

設置年度	平成 24 年 4 月 1 日
管轄地域	上田市、東御市、長和町、青木村 (委託元は上記 4 市町村。業務としてはより広域に対応している。)
開所日・開所時間	開所日：平日 開所時間：9:00~18:00
職員数・資格	主任相談支援専門員 5 名、相談支援専門員 4 名、相談員 1 名 ※うち常勤 8 名、非常勤 2 名
勤務体系	日勤固定、夜間・休日含む 24 時間対応 (電話による体制)

① 法人でセンターを受託した経緯

- 県の方針で、複数市町村で中核となるセンターを設置 (委託)、協議会を運営 (委託) している。
- 平成 18 年に委託相談のための法人を立ち上げて以降、その流れでセンターを立ち上げた。基幹相談支援センターの受託にあたっては、長年の活動が結果として協議会において立ち上げの意向を受けて、基幹相談支援センターの設置に至った。
 - 平成 16 年から、県事業に加え市町村事業を受託して 2 名を増員していたこともあり、人口 20 万人の地域のセンターとしては人員規模が大きい。市町村事業の主な目的は、市町村のケースワーカーの育成をすることで、支援費調査 (区分認定調査以前の制度) に同行して初期面談をするなどの支援を行ってきた。
 - 平成 21 年頃、相談支援の給付の制度ができたころ、社会福祉法人に相談支援事業所の指定をとってもらい、特別支援学校の卒業生には全員に計画相談の推進活動をしてきた。
 - 平成 23 年度から基幹相談支援センターの立ち上げに向けて準備を始めた。
- 地域の事業所の数が減ったことや、拠点コーディネーターを配置したこと等から、センターが担当する計画相談の数はセンター設立当初よりは少し増えている。
 - 具体的には、基幹相談支援事業の相談員 4 人は 1 人あたり 10 人未満、委託相談支援事業の担当の相談員 4 人は 1 人あたり 10~15 人程度を担当し、全体で 100 人程度のケースを持っている。
 - 以前は、センターで調整したケースを地域の相談支援事業所に移す方針で推進していたが、地域の一人事業所が高齢化や病気により事業終了するなど、事業所の体制が脆弱になっている部分を補う機能も果たしている。

- 地域生活支援拠点としての体制を強化するうえで、（地域生活支援拠点等）拠点コーディネーターの配置するため、加算の要件を満たすよう一定数ケースを持つようにした。
- ② 自治体から求められている役割
- 国から示されているセンターの業務に準じて力を入れられるよう、契約は毎年更新で、契約書の内容は毎年見直されている。業務で取り組むためには、契約内容の見直しが必要だと考えている。
 - 今年度の契約では、地域の人材育成・OJT 整備と協議体の運営が必須業務となった。
 - 3年に1回の福祉計画の策定年度には、策定の進捗管理や、次期契約に向けての今後の課題検討などが集中的に書き込まれる。長野県では、圏域で計画を策定しており、市町村から圏域計画につくり上げる過程で、各市町村と一から腰を据えて話をしている。

③ 主な業務内容

- ※以下、HPより

1. 総合相談及び専門相談
2. 相談支援専門員の人材育成に向けた実地教育（OJT）体制整備
3. 地域相談支援体制強化に向けた自立生活援助・地域定着支援と体制整備
4. 地域移行支援並びに居住支援協議会に向けた協議（事務局機能）
5. 地域の障がい児者の権利（虐待防止・差別解消）が擁護される共生社会作りに
6. 上小圏域障がい者自立支援協議会の各委員会・専門部会を通じて地域課題の解決と福祉計画の推進
7. 児童発達支援への相談体制の推進と連携強化
8. 上小圏域障害者支援施設入所調整へのアドバイザー機能

④ センター内の職員に対する人材育成の取組

【新採用の育成】

- 新しく採用した人材については、数か月は福祉に限らず司法との連携場面も含め所長に同行してもらい、個別対応で育成している。その後、センターや委託の相談員とともにケースを担当し、半年程度で独り立ちする。国家資格を持った人材を採用しているので、基礎知識があることからこの程度の期間で育成できている。

【相談員全体の育成】

- 週1回のスタッフ会議で、トレーニングとしてケースレビューを1件行うほか、毎週～月1回程度、スタッフ会議後にGSV（グループスーパービジョン）も行っている。GSVには、職員だけでなく行政や地域の事業所の相談員にも参加してもらえるようにしている。
- 地域の事業所の6割が機能強化型で、月に数回、地域でOJTを実施している。センターの職員がファシリテーターとなるなどして、育成の1つになっている。
- 育成とは、教えられる側から教える側になること。都道府県の研修の講師やファシリテーターとして積極的に参画させてもらい、教える立場にしていく。

2. センターとの活動内容（地域の後方支援・地域づくり）

- ① 地域の相談支援事業所を対象とした後方支援の方法と頻度
- ② 後方支援の実施を通じて感じている効果や変化

- 地域の事業所との関係が深くなればこそ、センターは後方支援の役割が果たせるようになる。スーパービジョンによるOJT(事前準備の事業所訪問による個別スーパービジョンと地域相談支援専門員

とのグループスーパービジョンと実践と振り返り)を継続することを通じて、センターの職員が地域のどの事業所・相談員ともアクセスできる関係性が深く構築されたことが一番の効果である。

- 事業所と実際のケースでスーパービジョンを初めて 5 年目。当然市町村ケースワーカーにも参加してもらっている。センターの渡したケースを個別に支援する以上に関係が深まったと思う。
 - 事業所にとって定期的に実際のケースでスーパービジョンを実施するのはハードルが高いが、毎年少しずつ参加者増やしていった。
 - 地域の事業所とセンターの関係が深くなればこそ、普段ケースに対応するなかで電話相談や、同行の相談をしてもらえる。以前は、センターから移管したケースの支援が中心だったが、関係が深まることで、もともと事業所が持っているケースについても相談してもらえるようになった。
 - センターの活動として直接的な評価には含まれていないが、こういった調整をどれだけ丁寧に時間を費やしたかは重要。
 - センターが汗をかき、調整役が力を発揮する必要がある。毎月実施するとなると、急な欠席があったときに再調整したり、代わりにケースを提供することもあった。事業所とのやりとりは、月 1 回だと足りず、もう少し頻度が必要である。
- ③ 協議会の運営を通じて感じている効果や変化
- 協議会の運営にあたり、協議会参加者は全員報酬無しで、手弁当で時間を確保していることを念頭に、参加しやすい時間帯や会場設定を丁寧に調整することがポイントである。調整にあたり、GSV など含め密な関係ができていたから協議会が活性化している。
 - いまでは、協議会の参加があたり前になり、サービス管理責任者や事業所の代表、教育長も参加してくれることがあるが、協議会の事務局をやっているだけではここまでこられなかった。
 - 大きい規模の法人で世代交代が進んでおり、人材不足なこともあまって、出てきた具体的な課題を解決することはできるが、資源開発に対しては若干消極的になっていることが課題である。

3. 自治体との連携内容

① 自治体との意見交換の機会

【意見交換の機会】

- 圏域内の全市町村の係長が参加する協議会の運営委員会を 2 か月に 1 回実施している（福祉計画策定年度は月 2 回）。電話、メールはどの市町村とも日常的にできる。
- 特に、3 年に 1 回の福祉計画の策定年度には、次期契約に向けての今後の課題を集中的に検討する。
- センターが運営する協議会の会議に限らず、各市町村が策定する障害福祉計画などの策定委員会にはすべて、委員としてセンターを入れていただいている。

【自治体との意思疎通や連携のための工夫、苦労したこと】

- 行政の関係性を維持するために、前提としてセンターの職員の継続性を担保することが重要である。
 - 県事業をはじめた当時は、複数の法人から職員が出向していた。人事権が法人にあったことで法人に短期間で帰任する人もいたため、地域の相談体制が一定に保てないという問題があった。そのためセンターとして 1 つの法人格を作る必要があったと考えている。
- **自立支援協議会がセンターと市町村との連携を強化してくれた。具体的には、センターと全市町村と県で運営委員会を実施したほか、部会の座長は必ず市町村の福祉課の係長が務めることとして、す**

すべての市町村とのパイプを強くした。

- 当初、センターと市町村とは、ケアを実施する側と支出する側、交渉する側と交渉を受ける側であり、対抗する状況であった。現場のケースワーカーと連携できるようになっても管理職が変わると決裁が通らなくなることもあり、手探りでやっていくしかなかった。
 - 平成 19 年 2 月に協議会を立ち上げるも、始まって 2 年ほどは、圏域との連携が全くとれなかった。
 - 平成 21 年に協議会を解散して、部会等の座長が市町村の係長にする形で作りなおした。これにより市町村との日常的会話が発生し、センターと自治体の関係が深まっただけでなく、事業所にとっても市町村へ陳情する場ではなく、市町村も含めて一緒に考える場になり、市町村と地域の事業所との協働も見えてきた。
 - 仕組みをつかった当初は 2 年ほど抵抗があったが、継続することで現場にとって当たり前になった。
 - すべての市町村が参加することで、1 つの市町村職員の移動があっても、他の市町村の職員の一生懸命取り組む姿を見て同じように取り組んでもらえるようになった。
 - センターが市町村にアウトリーチし、時間をもらって協議する機会を継続的に持ち続けることが大切である。協議会では運営委員会が重要な場となっている。1 つの市町村が反対すると圏域として決定が下せず議論が持ち帰りになるので、自治体との協議は（センターと自治体との関係を深めるだけでなく）協議会を活性化するための根回しとしても重要である。
- ② センター内の相談対応の標準化に向けて、自治体と取り組んでいる内容
- 例えば自閉症や成年後見制度などの各論については外部講師を呼んで勉強会をしているが、相談対応の標準化に向けては、市町村の担当者を含めたスーパービジョンの機会が最も重要である。
 - また、センターのすべての相談員が、法定研修の講師を務めたり、実習担当者となり、また圏域内研修を一から作る経験をしていることも重要である。
 - 法定研修の実習の場面に市町村のケースワーカーに入ってもらおうようにしている。新カリキュラムになる前は市町村のケースワーカーも都道府県研修に参加してもらっていたが、いまは市町村の新任のケースワーカーが市町村で相談支援をするなかで知ることも難しい。
 - センター職員にとっては、権利擁護の関係も含め、一から研修を作る経験をするのが重要である。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
- 【センターの活動の評価】
- 圏域に 1 か所なのでセンターの活動としての比較対象がない。
 - センターの活動内容と、効果について報告をまとめ、協議会で報告している。また、年度初めには、地域にどうすることが足りていないなど、センターから圏域への課題の投げかけをしている。
- 【個別ケースの評価】
- 個別ケースについては、相談員が評価指標を用いて自己評価を行い、内部評価する。評価結果は市町村にも提出している。
 - 以前は協議会にも提出していたが、センターの役割が個別ケースの支援から協議体や地域づくり、人材育成に変わっていったことに伴い、令和 6 年から、人材育成や協議会運営等、基幹相談支援センター機能についての報告に変更した。

② センターの活動における課題

- 経営や自治体との連携における課題はいまのところない。
- センターの業務にプラスアルファして、例えば被災地支援など、現在の枠組みの外で障害者の支援が必要になることがある。身をもって支援を実体験していくことが重要。いまは民間だからできる側面もあるが、いつか国の支援にも位置付けられていくのかもしれない。
 - 業務以上の支援を行うときは、市町村に了解をとったうえで実施し、経験を地域にも還元している。やはりセンターの活動を応援してもらえるような関係性をつくるのが大切。

【相談支援全体に関する課題】

- OJT の体制を推進するためには人に教える経験値を増やすことが重要なので、「センター職員は都道府県研修に積極的に参画すること」等の文言があると、市町村の理解が得られやすい。県内の市町村から「職員が連日県研修の講師をしに行くと、地域の体制が脆弱になるのでは」と意見が出たことがあった。
- 全国のセンター間が情報交換できる仕組みを作してほしい。「聞きたくても聞けない」センターの人がいる。
 - 全国的なセンター機能の底上げに向けて、基幹相談支援センター等機能強化事業の整理がなされ、機能すべき内容が明確化されたことで、基幹相談支援センターに対する補助に限定されたことはよかったと思う。ただ、市町村への補助が認められなくなったことで、市町村が（センター機能をどう強化するかではなく）前向きな検討によるセンター設置の検討をしてもらえるかが重要である。
- 一般相談の指定の枠組みをもう少し整理できないか。今後、一般相談のなかで地域定着の仕組みを増やす必要があると考えている。「一般相談」の枠組みができたことにより、市町村から「そこはやらなくていい」と言われてしまうことがある一方で、一般相談の指定が都道府県、市町村、障害児特定と複雑で難しく、後回しになりがちである。

【アセスメントの様式に関する課題】

- 標準化したアセスメント様式を全国に普及させるためには、地域の事業所の理解を得られるよう、提出必須の資料として制度化する必要があると思う。（現在、提出は義務化されていない）
 - 「なぜこの人にこのサービスが必要なのか」が明らかになるツールは重要である。当団体では、平成21年に計画相談を始めたときに、1年かけて圏域共有のアセスメントツールをつくった。圏域ではアセスメントシートは給付申請にあたっての必須提出資料としている。
- 事業所にとってツールのバージョンが更新されることは負担が大きいので、記載内容を示す等、一度決めた枠組みを大きく変えない配慮が必要である。
 - ツールを使用するうちに見直したいことも出てくるが、できる限り枠組みを変えず、盛り込む内容を調整することで進めている。例えば課題に対する支援員の考え方を書きましよう、など。
- 地域でアセスメントツールを活用するにあたり、相談支援専門員、市町村職員双方に対して研修などによるフォローアップが必要である。
 - ツールをどういうふうにするか、書くかについては、初任者研修でフォローアップを行っている。市町村にも、給付にあたってアセスメントの記載内容が読みとれるまでのスキルをつけてもらう必要がある。

8. 静岡県浜松市

(1) 静岡県浜松市

■ 概要

日時	2025年12月11日(木) 14:00~15:00
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者 (敬称略)	浜松市健康福祉部障害保健福祉課 地域生活支援グループ 厚生労働省 株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. 基本情報

センター名	浜松市障がい者基幹相談支援センター
管轄地域	静岡県浜松市
設置年度	平成30年
設置形態	5法人への委託： 社会福祉法人 小羊学園、社会福祉法人 聖隷福祉事業団、社会福祉法人 天竜厚生会、医療法人 好生会、医療法人社団 至空会
センター担当者数	相談支援事業の担当者は管理者（相談支援専門員兼務）1名、相談支援専門員4名
センターに求める職員数・ 職種・資格要件	※仕様書上 ・ 基幹相談支援センター管理者1名 ・ 相談支援専門員 常勤専従5名以上（そのうち一名以上が主任相談支援専門員） ・ 社会福祉士、精神保健福祉士1名以上 ・ 委託相談を1年以上経験している者

① センターを設置した経緯

- H18：障害者自立支援法施行、委託相談の業務委託を10か所開始。
- H19：浜松市の政令市への移行に伴い、5か所追加し、委託相談を15か所で実施。
- H25～H27：モデル事業として、複数事業所へ一つのセンターとしての委託相談の委託を開始。（一事業所が計画相談の役割を担いながら、委託相談も担当する業務負担を考慮した。）
- H30：モデル事業と同様の形で、基幹相談支援センターを設置。
- 市内の5か所に浜松市障がい者相談支援センター（委託相談）を設置。
- R6：市内が広域であり課題やニーズが多様であることから、より身近な相談支援ができるよう浜松市障がい者相談支援センター（委託相談）を従来の5か所から7か所へ変更。

② 自治体の障害福祉政策等を踏まえたセンターの位置付け

- 地域の相談機能の中核となる事業所となって欲しい。
- 障害福祉計画の作成に当たっては、基幹相談と協力して作成し、計画に沿って活動していきたい。
- **市全体を見る障がい者基幹相談支援センター（1か所）：支援者支援をメインに取り組んで欲しい**

い。

- **各地域を見る障がい者相談支援センター（7か所）：担当地域の支援にコミットして欲しい。**
 - 個別の相談ケースに関して積極的に関わって欲しい。
 - 計画相談が受けている対応困難なケースに対してフォローする、サービスに繋がらないケースに対して計画相談に繋がるまでの期間フォローするなど。

③ センターに求めている業務内容

- 計画相談に対する専門的な指導、質の向上のための取組（OJT、個別ケースへの伴走型支援等）
- 地域の相談支援機関との連携強化（障害分野だけではなく、地域包括支援センターや民生委員等の横の連携を含む）
 - 民生委員の会合への参加（連絡会等）、顔の見える関係性の構築
 - 相談支援員連絡会（相談支援専門員による任意団体）に参加し、浜松市の施策や状況について伝達
 - 高齢：地域包括支援センターの推進連絡会（高齢者福祉課にて設置）への参加
 - 子ども：要保護児童対策地域協議会の代表者会議への参加、発達障害者支援センターの連絡会への参加
- 浜松市の障がい者自立支援協議会へ専門的な知見からの協力 ※協議会の事務局は浜松市とセンターで担っている。
- 地域生活支援拠点等の整備のため、拠点コーディネーターとしての位置づけ。
- 権利擁護・虐待防止：社会福祉課が虐待防止センターの役割を担っており、委託相談が一次コア会議に参加して助言している。また、障害者虐待防止の対応の質の向上のために、一緒に研修会を企画し、市職員や委託相談7か所を対象に質の向上に係る研修を行っている。

④ 相談支援事業所からの運営・経営上の相談を受ける窓口

- 具体的に経営に関する支援を実施する体制は整えていない。
- 機能強化型の相談支援事業所や、主任相談支援専門員配置加算を算定する相談支援事業所については、自立支援協議会とどのように連携していけばよいのか、センターを交えて機能整理をした。

2. センターとの連携内容

① 自治体との情報共有・意見交換の機会

- 自立支援協議会の事務局会議（月1回）、地域生活支援拠点の整備に関する運営会議（月1回）、協議会における各専門部会の会議等にて意見交換している。
- 基幹相談と随時連絡がとれるようビジネスチャットを導入。
- センターとは定期的に様々な会議で顔を合わせているため、お互いが自然に意見を言い合える関係が構築できている。（センターはそのほかにも精神保健福祉分野の会議等にも参加しているため、週1回は顔を合わせている。）

② センター内の相談対応の標準化に向けて、取り組んでいる内容

- 現在、市全体を見る障がい者基幹相談支援センターが1か所、各地域を見る障がい者相談支援センターが7か所存在する。
 - 月1回、7か所のセンター長が集まる連絡会を開催している。
 - 月1回、各地域を見る7か所の委託相談の相談員全員を対象とした連絡会を開催している。業務の進め方や相談対応について情報共有し、標準化に努めている。

- そのほかにも支援の質の向上の取組として、各地域を見る委託相談にて研修部会の開催、市全体を見る基幹相談支援センターが開催する委託相談向けの研修を開催している。
- ③ センターから受けている要望
- 障害者の枠に留まらない様々なケース（子ども、高齢、発達障害、引きこもり等）が全て委託相談に繋がっていることから、ケース数や業務量が多いことに関する意見を受ける。
 - 多機関連携において、中々つながれない機関に関する要望を受ける。
 - 様々な専門機関との協議にあたり会議体が増えているが、重なる議論内容になることがある。整理が必要ではないかと要望を受ける。

3. センターの運営による効果

- ① 直営/委託で運営していることによる効果
- 市で専門職を固定配置することが難しいため、専門職の確保がしやすいメリットがある。一方で、民間でも専門職の確保も大変と聞いているため、今後協議が必要であると感じている。
 - 基幹相談と7か所の委託相談について、それぞれの役割分担がしっかりできていると感じる。
 - 地域づくりについて地域毎に差がある。
- ② センターによる後方支援、ネットワークづくりの実施を通じて感じている効果や変化
- 基幹相談支援センターの取組によって、事業所から支援のやり方が明確になったという声をいただく。
- ③ センター設置における自治体内部への影響
- 虐待対応のケースを通じて、市職員が基幹相談もしくは委託相談と一緒に動き、専門的支援を学ぶことで職員の相談対応の質が挙がっている。
 - 各地域を見る委託相談を区役所内もしくは近隣に設置している。※区役所内に設置している理由：JV方式でセンター化する際に、なるべく市の窓口と近くにできるように設置した。
- ④ センター設置における他分野への波及、連携強化の効果
- 高齢分野と合同で虐待ケースと一緒に検討するにあたり、警察や障がい者相談支援センター、委嘱している弁護士等に参加してもらったが、前向きに議論していただいている所を見ると、連携が強化しているように感じた。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
- 各地域を見る委託相談には自己評価、他者評価をしてもらっている。最終的には市全体を見る基幹相談支援センターにその結果をまとめてもらっている。
 - 市全体を見る基幹相談支援センターには、報告書を取りまとめて提出してもらっている。
 - 相談支援部会で各地域を見る委託相談の評価項目について検討してもらった。その結果を踏まえ、今年度全体評価をしていく予定である。（市全体を見る基幹相談支援センターに関する評価項目は現在決まっていない。）
- ② センターへ今後期待する姿
- 障害のある方が、施設ではなく地域で暮らせる体制を整備・構築していくにあたって、専門的な助言や地域づくりにご協力をいただけるとありがたい。
 - 課題：R6の報酬改正によって、基幹相談支援センターの機能が報酬の中で評価されるようになったと感じている。浜松市の基幹相談支援センターは、センターのためにJVを組んでもらった専属の組織であ

るため、その給付費がもらえない。委託費が賄えていない現状があるため、地域拠点の補助金など活用していく必要がある。様々な立上げ方法を踏まえた財源の確保を意識してもらえるとありがたい。

5. その他

- 基幹相談支援センターの職員の異動への対応
 - 基本的には、センターの誰かに言えば全員に伝えてもらっている。それぞれの事業に主担当と副担当が配置されているため、それぞれの担当に話をするようにしている。
 - 仕様書は3年に1度見直している。運営法人の意向を含めて調整している。

(2) 浜松市障がい者基幹相談支援センター

■ 概要

日時	2025年11月18日(火) 9:00~10:00
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者 (敬称略)	浜松市障がい者基幹相談支援センター (医療法人好生会、聖隷福祉事業団、天竜厚生会) 厚生労働省 株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. センターの基本情報

設置年度	平成 30 年度
管轄地域	静岡県浜松市
開所日・開所時間	開所日：月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く) 開所時間：8 時 30 分～17 時 15 分
職員数・資格	5 名 (5 法人から 1 名ずつ)。 相談支援専門員が所属しており、うち 3 名は主任である。 ※法人ごとに異動年数が異なるため、早ければ 2~3 年で異動する ※うち常勤 5 名
勤務体系	(シフト制・日勤固定、夜間・休日対応など) 緊急時は専用の回線があるため、24 時間当番制で対応している。
その他	多くの支援の受け皿と、幅広い支援展開を図るため、社会福祉法人小羊学園、社会福祉法人聖隷福祉事業団、社会福祉法人天竜厚生会、医療法人好生会、医療法人社団至空会の 5 法人により共同企業体を設立し運営。(HP より)

① 法人でセンターを受託した経緯

- H30 から 5 法人の JV 方式でセンターを設置している。
- センター設置にあたり、5 法人あるので 1 法人でセンターを設置することは合わないということ、またそれぞれの法人で得意分野を生かして専門性を高めようと、5 法人で市に提案し、了承された。
 - 基幹相談支援センターは 1 か所、委託相談センターは 7 か所 (旧 7 区単位) ある。
- 職員がみな出向のため、法人とセンターで勤務時間が異なっていることすり合わせ、センター長をどこが担うか、財務的なとりまとめをどうするかなど調整が必要だった。
 - これまでは小羊学園が事務局とセンター長の役割を担っていたが、1 法人で同時に出すのが難しいという話になり、昨年度からは天竜厚生会が事務局を、医療法人好生会がセンター長を担っている。実情に合わせながらよい方式を探っている。
- それぞれ専門性が異なる (医療法人の精神科分野、児童分野、知的障害、福祉分野で入所施設を運営している、北部を中心によく知っているなど) ので、人材育成的側面や浜松市という広い地域の方に対する体制整備の側面からよい仕組みだと感じている。
 - いろいろな法人や地域の福祉に関わる方と話をし経験が積むことができる点がよい。法人が集ま

ることで、市全体で必要な福祉を考えられる点もよい。

- 職員には地域づくりの視点を持ってもらうようにしている。法人に戻ったときに地域づくりの視点を持って帰ってもらえると思う。
 - センターが個別相談を継続的に持つ仕組みとはしていないため、法人にケースを持って戻ることはない。
- ② 自治体から求められている役割
- 基幹センターの業務（相談支援体制の構築、協議会の運営（養護者虐待のスキームを作成）、人材育成、虐待の研修）
 - 地域生活支援拠点等の整備（緊急時の各機能の体制づくり）
 - 法改正によって役割が変更した点：強度行動障害の支援プロジェクトの立ち上げ、体制づくりなどを追加 ※R6 から R7 の仕様書内容に変更はない。
 - 3年契約を基本とし、区再編などでタイミングを合わせる必要がある場合は1年契約などを挟むことで調整している。
- ③ 主な業務内容
- 関係機関からの相談
 - 人材育成：計画相談、委託相談への研修の開催。OJTという形で1年フォローし、会議に同行する等。
 - 地域住民への個別支援：直接個別支援を行うことは少なく、事業所のフォローがメインである。依頼を受けて住民向け出前講座（福祉サービスについての説明）を行うこともある。
 - 協議会の運営：市全体の協議会の事務局を障害保健福祉課と一緒に運営している。明確に役割分担はしていないが、事務的（メール送付等）なところは市で実施している。ワーキングの中身の方向性はセンターが提案することが多い状況である。
- ④ センター内の職員に対する人材育成の取組
- 既にある程度経験を積んだ職員が出向してくるため、センター内単独で体系的な育成の仕組みはない。そのほか、職員が各自で外部の研修に参加している。

2. センターとの活動内容（地域の後方支援・地域づくり）

- ① 地域の相談支援事業所を対象とした後方支援の方法と頻度
- 支援内容は下記のとおりである。
 - 相談支援専門員 OJT：新規に配属された方主な対象としている。今年度は7名申し込みがあった。計画相談所属の主任相談支援専門員に手伝ってもらいながら進めている。
 - 委託相談支援センター事例検討会：事例そのもののアドバイスに加えて、ファシリテーションのアドバイスも行っている。
 - 委託相談支援センター研修：毎年テーマを変えて実施している。（新任向け、経験者向け、センター長向け、ファシリテーション研修など）
 - 委託相談支援センターOJT：浜松市委託相談支援センター7か所に声掛けをし、今年度は7名申し込みがあった。
 - 相談支援従事者初任者インターバル研修：初任者研修を受けた方へのインターバル実習という形で実施している。これまでは委託相談やセンターへ個別に問い合わせがあったが、これを一本化している。
 - 官民共同虐待防止研修：官民で一緒に養護者虐待のスキームを動かしている。市が虐待防止

センターを担い、養護者虐待において委託相談、基幹相談が協力する体制。

- 相談支援専門員連絡会虐待防止研修：計画相談事業所向けの研修を実施している。
 - 場面ごとの関わりになるので、もう少し連続性を持たせて関わりたい。申し込み者以外にも、センターから見て気になる相談員もいるため、こちらからアプローチでしていきたいと考えている。
- ② 後方支援の実施を通じて感じている効果や変化
- 官民共同虐待防止研修：市内でエリアごとに対応に差があるとのことだったので、研修ではエリアを混合にして違いを知る・気づきを得られるように実施した。共同の研修を通じて対応力向上及び対応の標準化を図っている。だんだん効果が出てきていると感じている。
 - 相談員のスキルが上がっているのではと感じている。
 - OJTに参加した方の上長から「やってよかった」と声をいただいた。
 - 就労選択支援が開始したこともあり、アセスメントシートを作るなど、制度に向けて活発に取り組めている。一方で、会議が増えたことで時間の確保が難しくなっている。それぞれの取組が中途半端になってないか心配している。
 - 就労選択支援のアセスメントシート：JEED（ジード）のアセスメントシートをもとに、対象者との意思決定ができることを目指し、外せない部分を地域の事業所と一緒に考え作成した。基本情報を丁寧に聞き取れるような内容となっている。
- ③ そのほか、地域のネットワークづくりのためにやっている取組
- 高齢分野：地域包括ケアシステムの連絡会、部会にセンターも参加している。
 - 児童分野：協議会の中にこどもの専門部会が存在する。ワーキングに参加している。児童発達支援センター内の集まりにセンターも参加し、継続的に協議している。

3. 自治体との連携内容

- ① 自治体との意見交換の機会
- 協議会の事務局会議を毎月開催している。
 - 地域生活支援拠点の拠点検討会（事務局会議に相当）を毎月開催している。
 - そのほか、各専門部会の事前打ち合わせなど。（電話・メール等使い分けている。昨年度より期間もスラックを活用し、スムーズに連絡が取れるようになった。）
 - 今年度から相談支援部会（年8回）を立上げ、自治体にも参加してもらっている。委託相談等も参加している。次期の相談支援体制について話し合っている。
 - 現在は特に課題を感じていることはない。センターに限ったことではないが、担当者が変わるとやり方が変わったり、引継ぎがうまくいかない場合もある。
- ② センター内の相談対応の標準化に向けて、自治体と取り組んでいる内容
- 特にマニュアル等はない。仕様書に則って、日々の対応を一任していただいている。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
- 指標は特にないが、業務計画と報告を行っている。
 - 地域生活支援等拠点については、国が示しているチェックシートを使用している。
- ② センターの活動における課題
- 人材に限りがあるなかで取組に励んでいる一方、色々な仕組みを作るなかで、何を優先すべきなのか整

理が難しい。

- 役職・給与などは各法人の体系に基づいており、センターで共通の評価項目、センター職員として勤務していることに対する評価体系はない。
 - 法人内では主任として働いているが、センターでは「浜松市の相談支援の代表としてどう思うか」という意見が求められる。責務の重さは常々感じる部分がある。働いている身としてはセンターで共通の評価項目があったほうがありがたいと感じる。
- 計画作成率はほぼ 100%であるが、計画相談を速やかに利用できる仕組みかと言われるとそうではない。現場レベルでは、必要に応じてセルフプランを利用してはどうかと考える面もあるが、市の方針として 100%を目指している。
 - R3 頃、速やかに利用できないケースが多発したため、サポートプラン（セルフプランを委託や障害福祉課がサポートしながら作成する仕組み）を作った。その後、計画相談事業所が増えたことがあり、現在は年間数件の利用にとどまっている。
- 人材育成において、体系化したマニュアルがないことは課題の 1 つである。センターの経験をベースに助言をしている。センター内では共通した視点は共有している。県の相談支援人材の育成ビジョンがあるため、その浜松市版を作ろうという動きはある。
- 複数法人での運営についての工夫、課題：経験豊富な人材同士で連携に困っていることはあまりないが、それぞれが法人の業務もこなしながらセンター業務を実施しているので、時間外勤務がどうしても発生してしまい、業務のバランスや業務計画を立てることが難しい。
 - 一人一台携帯端末を持って連絡を取りやすくするなど工夫している。
 - 週 1 回は必ず全員が集まるミーティングをするようにしているが、直近ではミーティングも組めないくらいの忙しさである。

5. その他

- 基幹相談支援センターと 7 つの委託相談がそれぞれ拠点コーディネーターを配置している。報酬体系に則らず、個別の予算で配置されている。
- センター機能の中に地域移行・地域定着が記載されている。精神保健分野でのにも包括や地域定着を意味するものである。
 - 市は協議会とは別に、課の別の担当と運営している「にも包括」協議会を設置している。実態調査をする WG、医療機関と福祉機関との連携強化 WG、ピアについて話合う WG 等の活動している。特定相談の実績がなかなか少ないので、事例検討を通じて、どう地域以降の指定事業者が介入できるか検討している。「にも包括」協議会で研修を年 2 回実施している。

9. 愛知県半田市

(1) 愛知県半田市

■ 概要

日時	2025年11月6日(木) 15:30~16:30
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者	半田市 福祉部 地域福祉課
(敬称略)	株式会社 NTT データ経営研究所

■ 議事

1. 基本情報

センター名	半田市障がい者相談支援センター
管轄地域	愛知県半田市
設置年度	平成 24 年
設置形態	委託：社会福祉法人 半田市社会福祉協議会
センター担当者数	契約担当 1 名、自立支援協議会担当 3 名
センターに求める職員数・ 職種・資格要件	委託相談含めて 6 名以上（6 人工） 【委託の仕様書の要件】 障がい者相談支援事業の業務を担う職員を少なくとも 4 名以上配置、基幹相談支援センター事業の業務を担う職員を少なくとも 2 名以上配置する。また、各種相談等に対応するため、専門性に応じた資格（または豊富な知識と経験）を持つ職員を配置する。専門性に応じた資格とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等を指すものとする。

① センターを設置した経緯

- 専門性の担保ため委託形式をとった。なかでも、公平性・中立性の担保のために社会福祉協議会に委託している。
- 平成 20 年：半田市社会福祉協議会へ相談支援センターを委託。
- 平成 24 年：自立支援法改正に伴い、基幹相談支援センターを設置。

② 自治体の障害福祉政策等を踏まえたセンターの位置付け

- 中核的な存在として位置付けている。

③ センターに求めている業務内容

- 総合的専門的な相談支援の実施
- 困難ケースの解決に向けた適切な対応（支援体制の構築）
- 地域の支援体制強化（相談員のスキルアップ）
- 市内事業所への訪問による地域課題の抽出。その後、自立支援協議会にて検討を行う
- 権利擁護と虐待防止（虐待受理会議へ参加、対応に係るアドバイス等）
- 自立支援協議会の運営（事務局は半田市の地域福祉課とセンターで運営している。基幹センターは企画運営を担う。）

- 契約は随意契約である。
 - 地域生活支援拠点コーディネーターの制度が開始した時に、委託内容から、拠点コーディネーターが担うべき役割をセンターから除外している。
- ④ 相談支援事業所からの運営・経営上の相談を受ける窓口
- 加算・請求要件や支給決定などは行政にて対応。個別ケースの相談は、毎月第4金曜日に実施される自立支援協議会の相談支援連絡会や個別に基幹への相談等で対応している。

2. センターとの連携内容

- ① 自治体との情報共有・意見交換の機会、連携にあたっての工夫や苦勞
- 偶数月の運営会議、奇数月の運営会議事前打ち合わせにより最低月に1回は定例的な情報共有・意見交換の場がある。また、それ以外にも打ち合わせや個別ケースの対応共有等、随時実施している。
 - 自立支援協議会の協働体制として、地域課題を個別に吸い上げた上で、協議会で検討し、連携強化している。
 - 困難ケースの対応は、支給決定担当と基幹相談支援センターが一緒に対応している。個別ケースの対応を通して連携強化している。

- ② センター内の相談対応の標準化に向けて、取り組んでいる内容
- 相談支援連絡会での事例共有を行っている。
 - 緊急時災害時対応プランを用意している。チェックフローを用意し、事前に緊急時の対応が必要なケースを絞り込むものを用意している。（保護者が倒れた等の緊急時にも活用できる、）
 - 制度改正時には基幹相談支援センターを含め勉強会、研修会などを実施している。（三年に一回の報酬改定の次期など）

※センターが抽出した地域課題に対する解決策を提案・共有してもらおう中で、だんだんと自治体とセンターの方向性が擦り合わせできていると感じている。

- ③ センターから受けている要望
- 委託料が業務量に見合っていないという声が挙がっている。背景には、ケースの重度化・複雑化もある。1ケースにかかる時間や手間が膨大になってきている。障害のある方が増えていたり、世帯構成も単独世帯であったり、外国籍・貧困など複合的な課題がある、愛着障害があるなど、社会世相に合わせた複雑な課題になっていると認識している。
- ④ 基幹相談支援センターの連絡会について
- 基幹相談支援センターのセンター長が県から圏域アドバイザーの委託を受けている。知多圏域の基幹相談支援センターの連絡会を毎月実施している。

3. センターの運営による効果

- ① 委託で運営していることによる効果
- 専門性の担保ができています。社会福祉の増進にかかる意欲がある。
 - セルフプランが0件である。基幹センターの取組み、地域の相談支援力の向上の結果と考えている。
- ② センターによる後方支援、ネットワークづくりの実施を通じて感じている効果や変化
- 基幹相談支援センターを中心に、自治体を含めたネットワークがつくられている。利用者が何らかの理由で相談支援を受け入れられなくなった場合、センターが利用者に関係機関へつないでいる。

- 新規ケースは基幹が同行支援することで、困難になった際にフォローできている。
 - 社協が独自に、他事業所からの実習受け入れを通して人材育成・確保を進めている。ネットワークづくりにもつながっている。
 - 実習参加者は、週1回センターの朝礼に参加し、課題の相談等ができている。
 - 困難ケースの数が多いことに対し、事業所にとっては「基幹センターに話をすればどうにかなる」という安心感や信頼があるようである。
- ③ センター設置における自治体内部への影響
- 相談受付ルートが確立されたことで、業務負担が大きく軽減されている。市役所で一次相談を受けた後、専門的な支援が必要な場合は障害者支援センターを紹介している。
- ④ センター設置における他分野への波及、連携強化の効果
- 児童分野との連携：基幹センターが障害児支援を担っている部分も大きい。また、自立支援協議会のこども部会（事務局：子育て相談課）とも連携を取れている。
 - 高齢分野との連携：基幹センターの母体法人が包括を受託しているため、連携できている。

4. 評価と今後の課題

- ③ センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
- 半田市としても課題と感じている。年1回前年度実績を報告いただき、委員から質問や意見する形としている。他市でも同じ課題があるようであるため、先進事例をぜひ知りたい。
- ④ センターへ今後期待する姿
- 半田市が求めるものには十分応えていただいている。市民が不便と感じることがないように、現在の質を担保していただきたい。

(2) 半田市障がい者相談支援センター

日時	2025年10月30日(木) 10:00~11:00
場所	オンライン会議 (Teams)
参加者	半田市障がい者相談支援センター
(敬称略)	株式会社 NTT データ経営研究所

1. センターの基本情報

設置年度	平成 24 年
管轄地域	愛知県半田市
開所日・開所時間	月曜日から金曜日 窓口相談：9時から17時15分 電話相談：8時30分から17時15分 ※第3月曜日及び火曜日は休み、電話・訪問の対応は可能 ※年末年始の12月28日から1月4日は休み
職員数・資格	常勤職員 2 名 ※主任相談支援専門員 2 名 (1 名：精神保健福祉士・社会福祉士、1 名：介護福祉士) 上記に加え、委託相談支援として 4 名、計画相談として 10 数名おり、全員で業務を回している。
勤務体系	—

① 法人でセンターを受託した経緯

- 平成 18 年：市役所直営で相談支援を実施。
- 平成 20 年：委託相談を開始。4 名で市内の相談支援を請け負っていた。
- 平成 24 年：計画相談開始。相談員を増員した。市内の相談支援体制を整えていくために、基幹相談支援センターの受託を開始。
- 準備：元々委託相談を行っていたため、ある程度地域のアセスメントはできていた。計画相談をしてもらう事業所を増やすために、市と一緒に相談支援を担ってくれる事業所を直接回っていた。

② 自治体から求められている役割

③ 主な業務内容

- 仕様書より 8 項目ある。委託契約は毎年更新している。以下、令和 5 年度の内容。
 - 総合的な相談支援の実施に関すること (困難ケースの対応、関係機関とのケース会議のフォロー、支援体制の構築)
 - 地域相談支援体制の強化の取組に関すること (月 1 回特定の相談支援事業所との連携の場を設けている。/毎月第 3 金曜に相談支援連絡会として GSV を実施。主任相談支援専門員 4 人が 1 人ずつ分かれ、4 グループで行う。)
 - 年 2 回程度、モニタリング結果の検証として市内の事業所へ訪問している。市職員と一緒に訪問

し、抽出した地域課題を自立協議会で検討している。

- 早期発見に関すること。市内の保育園等の施設を巡回訪問して、施設職員へ必要な助言を行う。
 - 市内の事業所への取組支援（精神病院に長期入院している患者の現状の把握、入所施設への訪問、地域移行支援への繋ぎ等）
 - 権利擁護・虐待予防に関すること（事業所職員を対象とした虐待防止研修、虐待防止センターの受理会議への参加等）
 - 半田市障害者自立支援協議会の運営に関すること（企画運営、準備を含めた実施、県への報告等を市とともに進行）
 - 障害者保健福祉計画の推進に関すること（半田市と共同で計画の推進にあたって必要な分析や企画等を行う。）
 - その他市長が認めることに関すること
- 上記の仕様書は令和5年度時点のものである。元々、基幹相談支援センターの役割の中に拠点コーディネーターとしての役割が入っていたため、地域移行支援について記載がされている。
- ④ センター内の職員に対する人材育成の取組
- 訪問同行やケース会議への参加等を行う。新人職員には、三か月に1回、定期的なSVとして面談を行っている。日本精神保健福祉士協会のさくらセット（精神保健福祉士のキャリアラダーとワークシート）を活用している。
 - センター職員の異動はあまりなく、数年に一人二人程度である。

2. センターとの活動内容（地域の後方支援・地域づくり）

- ① 地域の相談支援事業所を対象とした後方支援の方法と頻度
- 市内の相談支援専門員を増やし、質を上げていきたい一方で、人材の育成は負担がかかる。これに対し、半田市では、事業所の相談員が半年～1年程度出向という形でセンターに来て、人材育成を行っている。（その間は指定特定の職員として所属してもらい、センターが給与を出している。）その後、ケースを引き継いで事業所へ戻ってもらっている。事業所へ戻った後も月2回朝に来てもらい、主任相談支援専門員がグループワークでケース会議を行うなど、フォローを行う。
- ※既に相談支援専門員の資格を持って担当ケースのある人は実習という形で来てもらう。その場合、給料は元法人から出してもらう。
- 上記の取組によって、現状9名を育成し、人員を増やすことができている。
 - 法人が大きくなると、市内の状況やニーズを把握することが重要であると気づいてくる。自事業所の情報だけでは市内の状況を掴みにくいため、他の法人のやり方を知ること、価値のある情報収集ができる。事業所が基本単価を上げるためには人が必要だが、育てるのは大変であるため、センターに教育お願いする、というメリットを事業所へ伝えていく。
- ② 後方支援の実施を通じて感じている効果や変化
- 4年くらい育成しているが、育成した相談員との関係性は良好である。
 - センターのケースを事業所へ持って帰ってもらう形になるため、センターもケースについて一定の理解をしており、その後のフォローがしやすい体制となっている。
 - 支援の質の向上につながっている。
- ③ 協議会への参画状況

- 市と共同で協議会を運営している。
 - 開催案内や準備・記録は行政が実施し、議論の中身については一緒に考えている。
 - 部会は4つある（こども部会、就労部会、権利擁護部会、地域づくり部会）。各部会は市職員2人・センター2名の担当を作り、4人の事務局を作成する。加えて部会長が1名入り、計5名をコアメンバーとして部会の準備等を行っている。
 - こども部会は子育て支援課が事務局を担っている。その中で、2つのワーキング（児童発達支援、放課後等デイサービス）を設置している。
 - 部会の一段下のイメージとして、検討会が設置されている。地域移行検討会、学生検討会、医ケアの検討会があり、こちらには部会長が存在しない。
- ④ 協議会の運営を通じて感じている効果や変化
- 本会には、運営会議・相談支援連絡会・事業所連絡会 の3つ存在する。
 - 事業所連絡会について、拠点コーディネーターも担うことのできる体制となったため、相談支援の質の向上以外にも、福祉事業所の質の向上や情報共有・ネットワークをしっかりとできるようになった。
 - 今はサービス種別ごとに集まって意見交換をすることができている。
- ⑤ そのほか、地域のネットワークづくりのためにしている取組
- 人材確保が深刻であり、市としても人材確保に取り組むために、市内のショッピングセンターで人材確保イベントを実施している。

3. 自治体との連携内容

- ① 自治体との意見交換の機会
- 行政とのコミュニケーションは非常に重要と捉えている。それぞれの立場を尊重することを大切にしている。（それぞれの立場で伝えなければならないことを押し付けすぎず、譲り過ぎない。）
 - センターが18年近いため頼りにさせていただいていると感じる。
- ② センター内の相談対応の標準化に向けて、自治体と取り組んでいる内容
- 月1回のGSV、月2回グループワークを実施している。講義形式ではなく、支援しているケースについて話し合っている。

4. 評価と今後の課題

- ① センターの活動の評価方法について（確認している評価指標等）
- 自立支援協議会の本会で自治体へ報告している。
 - 愛知県では圏域ごとにアドバイザーがついている。アドバイザーを講師を呼んで、月1回関係機関を集めて勉強会を行っている。（虐待防止など）
- ② センターの活動における課題
- 相談支援体制（協議会と基幹相談支援センターと事業所の関係）をどう整えていくかが非常に大きい課題であると感じている。相談支援体制がまだ弱い自治体もある。